

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道により知りました。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高齢ゆえ、足も不自由となり、
何か協力できることがあればとありますが、
なかなかあるような体前とはなっておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の整理整頓を完了する以外、特に方策は考へられないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

花箱町時は年金記録問題についての認識は全くありませんでした。(平成24年迄勤務)
161問題は12月頃知れたのは数年前のことです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については、行政サイドに若干責任はあると思いますが、事業主、被保険者にも届出等ミスが多くあり、一方的に反省すべきとは若干、抵抗を感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに死んでいる人の記録がかなり含まれていると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度は高齢社会では必要不可欠で、老後の生活に直結するものであり、間違いは許されないものと認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務に限らず、すべての業務について、正確・迅速・丁寧な対応に心がけ、業務に当たってきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

東に1に至っては未統合の記録集に
 こだわらず、世帯調査の様に各個人に
 面接して把握すべきと考えます。
 おいでで協力したいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和61年退職のため、内閣認識は
ありませんでした。

い、5、6年か頃からと聞きます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社、市町村を対象として、各個人への
視察が欠けていた所に思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

東に1に至っては未統合の記録集に
ごたわらぶ口勢調査の標に各個人に
面接してみればと考へます。
おいで協力をいと考へます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和61年退職のため、内閣認識は
ありませんでした。
い、5、6年頃頃から知っています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社、市町村を対象として、各個人への
視察が欠けていた所に思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に よろせうかい
 勝又お 被保険者記録の中から何人を選定するには本人からの
 職歴申告の突合が 最良の方法だと思っていました。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが 見つかりません。
 未統合の記録 および 突合調査は 死者もいることから疑問
 年月日により見て
 一定のしほり 辺り 状況と なります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常、当面する業務処理に精一杯でした。
未統合の記録の整理は基礎年金番号導入時に整理出来ると思っていたが、その後も膨大な数の被保険者の記録が未整理の状態で残っている事に心配していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日常、当面する業務処理に精一杯のまじでした。
未統合の原因がどこにあったのか？ 日頃から疑念には思っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(城内)も参照下さい。

年金記録は通年事業所の事業主の届出に基づき作成されている。記録事項のチェックは通常行われていない。年1回の年金振替時(毎月7日)に年金給付関係書類を閲覧している。一連の年金事務でその都度チェックするのには無理が月次大業務量に処理するには不可能に近い。そのため年金事業主の協力義務を課し事に当らしているのが現状である。従って加入者年月日、報酬等事業主からの届出事項について全額不可解不明瞭なものが多くありそれを処理しているのが現状である。後に事実と相違していることが分かる場合は記録事項訂正届で訂正している。この際も事業主の届出によりなされることになっている。次に年金の改定請求は加入者が受給資格を得た場合にのみ自分から年金(年金請求書(又は社会保険事務所)へ請求することになっている。

上述のことが案外知られていないことから問題をより大きくしている。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、何人か特別使役して対応しているが問題の性質が種々雑多。膨大な数量から思うように進まない。何が明かでないことは容易に想像できる。

もとよりこの年金記録問題はエゴイスで述べたと全く問題でもあり、いつまでにか、一通り解決することは困難であることは承知している。今となっては今日までの進捗状況を踏まえ、効率性、効果性の見地から進捗状況を改善し、年金受給権発生に近い例えば60歳以上の分(未処理の整理が5年かかるとした場合55歳以上の分)から順次整理してゆくのも一案(得策)と考えている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の事務処理については加入から年金受給権の発生まで長い年月に亘ることから常に正確を期することが必要で記録事項(氏名、性別、生年月日、資格取得・喪失年月日、標準報酬額の変遷等)一連の流れにつき後日誰が見ても分かるように注意を払ってきた。
記録管理は年金事務センターで集中に行っており、地方庁(社会保険事務所)はセンターで作成したマニュアルに基づきその都度あるいは定期的にセンターへ送達し、確認をきくとか不明瞭な点はその都度照会等で正確を期することになっていった等である。
一昨年(平成19年)5月頃以後にババマスコミ等で大きな問題として取り上げられる前から矢張り大変だった。まさに5000万件もの未整理滞留分があるとは全く知らなかった。社会問題化したのは今日携へる者の一人としてまことに残念な気持ちでいる。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
・本庁の管理運営部局、業務センター、地方庁(社会保険事務所)間の連携が密でなかったことがこの問題の最大の因であると思う。
コミュニケーションが図られていなければ地方庁からの支援も来ず悪化してきた筈である。40年以上の歳月が経ってからの派手な茶番劇としか言えない。大いに反省すべきである。
○国民年金の納付督促問題については平成12年の府県両総時各市町村から国(社会保険事務所)への引継時にむと慎重な対応を期すべきであった。
○要年本体と厚生基金との記録不整合については法律(要年法12条)で照合方法が定められ不断から府県両総時で徹底していかねば事足りていない筈である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

残念ながらありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題といたしましては全体像を知らないで答えることができません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 在籍中に「年金記録問題」という言葉が話題になったことはありません。
② 最近でスミダ報道が始まった時です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 質問3) のとおり反省点を上げず
ていへません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そのことなみの記憶ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あんなに大きな記憶がなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そのことなみの記憶がありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのことなみの記憶がありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長(国民年金専任) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。}

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金保険料納付拒否者と検認率向上の目的で、市町村が「不在被保険者」として報告していた疑いがある。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 不在被保険者として届出をうけた者に対し、社保から年金帳記載住所あて照会文書を送達し、所在確認を実施する。
2. 市町村の住民基本台帳により現住所の確認を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 国民年金関係事務は、私が現職時代は、市(区)町村への委任事務で、過年度保険料の社会保険事務所へ取扱っていた。
従って、年金記録問題は、市(区)町村で自給と給付関係も年金問題(即ち記録)と照合する、不一致や記録関係等は、留置していたが、今回公表されているような事案については想定していなかった。
2 基礎年金番号未統合の記録問題については、当時から認識していた。(重信未付・不在被保険者)
(1)制度発足時、国民年金加入者から手帳と職別交付(即送)した。
(社会保険費が戻り、被保険者から手帳と職別を回収し、一括して市(区)町村で被保険者に返還してきることある。)
(2)その後、適用促進特別対策で市町村の国保台帳と照合し、国民年金加入者も抽出し手帳と職別交付した。
(3) (1)(2)については、被保険者から「資格取得届」を提出してもらったため、重複交付や非該当への交付もかなりあり、未統合の要因になっていたものと考えられる。
そうして、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 時に積極的に対応を考えたが、対策を構えた記憶はありません。(受給権発生時に自然に解消されるものと考えていた。)
2. 国民年金の保険料の納付率が60%台で低迷している原因は、徴収事務を市町村から社会保険事務所に変更したことによるものであり、以前のように市(区)町村に委託し、国民健康保険料と共に徴収すれば向上することになっていた。(市町村は住民(被保険者)と密接しており、納付組織も活用できる。)
3. 申請費免除については、市(区)町村で事前に所得審査のうえ受給権者に該当する者について、被保険者より申請すれば、保険料納付免除の受け付けの旨通知する等の措置をとるか、もう一歩進んで「職別による免除」を認めることについては何か。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対応で良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活設計において重要なものであると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私も含め、職員それぞれが、その場々において真剣に業務に取り組んでいた。

※ 被保険者・受給者の不利益を回復するための誤った記録の整理は非常に重要なものと考え、しかしながら、国政においては制度の本身をより良いものとするための議論が行われるべきであることを、政治家は深く認識していたべきだ。
(現在の国民年金と介護保険給付、それだけでは生活できない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本 庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

民主党の年金手帳交付し、例として本人の誕生月等に
区分して行政庁の年金記録も1年単位で手帳に印字し
本人にも確認し貰う方策を取るべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定請求時まで被保険者記録を本人が確認しないことが大部分であり、車転転を覚えている人の中には、勤務先や管轄所在地が不明確で、地方現場では記録追跡が困難であると認識していた。ただ本人の記録もれを申し立てる場合は職員が誠実に調査対応していると思う。問題は行政が一方的に記録管理を行い、年金裁定時まで本人の確認を求めていることが大きいと思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接、記録管理や年金相談業務に携わった事が少なく、具体的な対応はしていない。ただ折角に、年金被保険者証は積立預金の通帳と並ぶものであるから、一つの通帳(年金番号)に加入記録も統合する必要性は啓発してきました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問(2)

・未統合には既に死亡されている方、あるいは、受給者においては色んな事情があって過去を封印された方もいらっしゃると思われます。以前は生年月日相違、氏名相違、重複取消(一人で年金手帳を複数枚保持)等、常識では考えられない訂正、取消がたくさんありました。これだけ広報していますので、周知は十分と。後は年金請求時に可能な限り、記憶をたどっていただくしかないと思います。その為には年金相談窓口、マイクロフィルム等過去の記録に精通するスペシャリストが必要だと思います。現状は、相談員の対応に格差があり、請求者に不利益を被ることもあるように思います・・・

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・昭和50年当時、初めて資格審査の係りである適用課に配属されました。当時は、適用事業所別に被保険者名簿(紙台帳)で整理されていました。従って確か数年(5年?)に一度、全ての台帳をコピー(喪失者についてはその都度進達)し、業務センターに送っていました。よって不整合(記録不備)なリストについては、年に数回事故リストとして整備するよう業務センター(庁?)より指示を受けて調査をし記録の統合を行っていました。よって記録に不備があることは承知していました。ただし、国民年金の一部未納については、担当をしたことが一度もなく、又平成12年度?前は、市区町村(現年度は)が対応窓口であったために、当方(社保)に問題があつて発生したものとは思っていませんでした。また、事実に基づかず、遡及して・・・については、私は記憶がなく、むしろ滞納事業所である多くの事業主が保険料の個人負担分、源泉、消費税等各機関に納めず、事業に回し運営をしていた責任は、いったい誰が取るのか?社保庁ばかりが責任を問われ、納得いかないところでもあります。

反省点として挙げられるとお考えですか。

・現職時に、事故リストとして記録整備を継続的に行ってはいましたが、人員が足りずに、結果として手が回らなかったことが要因にあげられます。現場に問題がなかったとは申しませんが、本人が氏名、生年月日を偽って取得することもあり、照会等問い合わせをしても、スムーズに記録を統合出来なかったことも事実であります。最終的には、自身の記録であるならば、年金請求時に整備されるものと思っておりました。今となつては、オンラインの導入が遅れたことが、最大の要因ではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

略に○
 下記、いくつかの職正転々している者には、その時々で
 名前を偽ったり、生年月日も偽っていたりして、その結果存在
 している＝とも厳然たる事実である
 したがって、質問2にある解決は不可能

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決は不可能

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金前払時に不正さいる

期間照会、回覧業務に携わった時、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

照会名には可能な限りヒト(事業所所在地・事業所名も
思い出しえない者が多い)とすると、記録、統合に努めた。
ただし、同姓同名・同一生年月日に限られる。

旧年金振替除名と年金口座の紛失による新規交付から
余りにも多すぎた(重複取消を課せざるを得ない。記録的に
課せられない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で報道されている以外のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者等からの申し出のあった職歴等と被保険者名簿(紙台帳)との突き合わせが必要であると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金については、本人から請求(請求主義)があって支給決定するものであると認識していたため、記録が漏れるとは認識していなかった。
- ・記録は、すべてコンピュータに収録されているものと思っていた。
- ・退職後新聞報道等で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・在職中は、記録の問題は発生していなかったため対応のしようがなかった。
- ・ノ人で厚生年金被保険者証(複数枚所持している者もいた。)と国民年金被保険者証の二つの番号があったこと。
- ・基礎年金番号の導入が遅すぎたこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合については年金滞り時に統合が可能
であると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

符に直し

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の管理は、業務の最も重要な部分の一つと認識していた。
今日のような問題が存在する意味、新聞の記事で初めて知ったがその日付等は記憶していない。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

病後療養中で、この問題について考える余裕気は無い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の未納記録の中には、夫婦であっても記録の異なる者が多数ある。二人分納付する資金が足りない場合には、必ず妻の分のみを納付するように推進していた。万一、夫のみで納付した場合には、国民年金の支払額を減らすという改正。又、未納期間を繰り上げた場合であっても、2年間の納付を促すという、選付している場合もある。年金記録の未納期間とされている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今回の年金記録の第三者委員会の報告の中で「夫婦の年金を同一にする」とい、未納期間の未納は未納とみなす」といった考え方は、全て賛成できない。未納者に對しては何卒も、納付書を送付し、文書催促、電話催促もして、未納の年金記録は全てこのデータではなく、大半は正当である。社保庁の年金記録も信用すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明の記録より5000円不足が発覚した際、番号番号の誤り発覚が最大の原因と述べている。新規採用時、企業の年齢制限のため生年月日を若くして採用された者もいる。年金請求の際に番号番号を誤入力していたり本人が誤りであることを証明できないため、その記録は常に正しい記録となっている。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基幹年金番号より導入された際に、氏名、生年月日が一致していない者や、よく似た氏名、生年月日の者に対して照会しても本人がその回答をしなければ疑念復々になり、年金請求の際に確認可能といたため、精査が難しくなる。また、本人が誤りであることを証明できないため、常に正しい記録となり本人の自己責任に帰せられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは主幹 室長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道以外に知りません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳との照合すること以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとは、全く認識して
おりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者一人一人の生活にかかわる年金業務であることの
自覚が足りなかったのではないかと。退職者を含め
関係職員全員が反省すべき問題です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道以外に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳との照合すること以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとは、全く認識して
おりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者一人一人の生活にかかわる年金業務であることの
自覚が足りなかったのではないかと。退職者を含め
関係職員全員が反省すべき問題です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に、照会、異議申立てに努めるべきだと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

・私の在籍当時、資格関係の記録は、将来の被保険者の年金給付に付き重要なものであり、私自身も、この点に十分注意を払っていた。これは、若い頃から先輩に教わられて、一貫した考えであった。従って、資格関係(勿論他の事務も)について適切に処理をすることと、当然のことと考えておりました。
・現在の年金記録問題の表面化し、報道されるようになってから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般の被保険者等の相談に応ずる等の点、及び省庁について、地方から社会保険庁に記録が送達された場合の相互チェックをもつと行うべきであったかと考えます(定年、昇進の関係もあつたかと思ひます)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%解決方法がないが、特例措置による、政治判断等望む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別になかった。 マスコミ等で報道され知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳からの切り替え時における名簿の点検、補修、事務処理、人員確保等々が考えられる。今後の業務処理あたり、万全を期して対応してほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・時々はカッリますが、旧名簿等と一っつ
照合(空合)するしか方法はないと
思います。
就職時(年金加入時)生年月日は、どう
届出がされたり、名前も、カク数が必要から変
更に届出がされているものも見受けられ
すべてで完全取るのは、難しいと考へます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ どれだけ多くの人の年金記録にかん一か
でいていながらここに書いています。
・ 年金受給者のときは、5年に1回社会保険
庁に健康保険にあり、記録のあやういものは、
リストで地方の事務所にも知らせがあり、記録を
正しいものに補正し再度社保庁に健康保険に

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ 年金加入者に対し、できる限り職歴を記
録取得に指導していた。
・ 昔(20年前)は、職員も加入している企業の担
当者、加入者も記録に関する意識が
低かったと思う。20年以上も加入して老後に
支給される年金に対する意識も低かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかっても人海戦術しか方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

行政のミスと否定できませんが、それ以上に昭和30年代～昭和40年代の社会背景により本人の申請か実際の年齢よりも若く申請したり、過去の取組を書かず新規で年金番号を取得したりしていたケースが多くあり、その方が心配でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

協会ある限り生年月日訂正・重複取消等の指導はしましたが、今からすると資格取得時に生年月日の確認をすべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問 1〉年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

〈質問 2〉現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問 3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〈質問 4〉質問 3 の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状でも、良くやっていると思われているので、特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識なし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。
私は適用業務は未経験のまま
終了したため、考えつきません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、この度の一連の問題が起きてから知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

さん孔テープ、磁気テープ等で地方からは、懸命に進達したものが、正しく収録されていけば、問題なかったのではなか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は事務処理要領に基づいて業務に携わってきた。現在の直面している状況については、想定外である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・被保険者事業主から届書のなかに、氏名・生年月日や、僕って届らねーってのもある。
 ・オンライン処理以前において、社保の窓口に、本人が、いつか年金番号を持って相談に来たケースがあったので、重複した年金番号を統一して記録を整理を作ってきた。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・又、年金裁定時において、本人の職歴と保存記録と突合、整理に裁定処理が行われて、地方庁においては、順次記録の整理は進んでいると、思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方では、未統合記録が5千件もあり、
思ってもいなかった。最近我々全く知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については、社会保険事務所では、
業務処理上、初年度者、複数、年金番号も持て
いないにも、本人の申し出から限り判明せず。
記録の統合はできない状態であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決は困難

。国民基本台帳との照合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 氏名、性別、生年月日 のみで 永年記録には 将来問題が 生じないのか心配した。
(昭和40年頃)
- ・ 事務処理段階で 氏名、生年月日 等の訂正・変更が多発 又、被選挙権の請求件数が多かったため。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 社会保険庁の将来構想では 社会保険番号、コンピュータ導入で 解決されると思っていた。
- ・ その他、標準報酬訂正、改定は、標準報酬料とリンクする形で 認められるとして 業務を担当した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

職員が一方的に悪者にされているように
すが、被保険者記録のコンピュータ処理
入力業務を業者に委託され、業者の入力
ミスが可成りあると耳にしておりますが……

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思い浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この質問の意味が理解できません。
勿論年金記録は重要なことであり、私共の在職時にはおろそかに取り扱ったことは絶対にありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この質問の答えになるかどうか分かりませんが私共の調査官当時は故意に取得月日をおくらせる事業所が多くあり(中には健保年金に入りたがらない人もあった)期及して訂正届を提出させた程で収納率を上げるために報酬引下げを指導するなんて考えられないことです。
※余談ですが、組合員組合が長く仕事をさせなかったことが今でも腹立たしいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

氏名、生年月日、住所、勤務先で本人の確認することが必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の方針により業務を行って来ましたが、特に問題意識がありませんでした。
マスコミ報道により知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に全て統一することが困難である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無知です。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限を設定して地道に整理する事と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度の仕組みから、今日、明日の事ではなく将来的に重要な問題として認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金帳(旧年金被保険者証)は、将来重要となるので紛失したり重複したりしないよう大切に保管するように指導してきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にいいことはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

知らないと言っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知らないと言っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

約15年前の辺りで、わかりません

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金という意味と年金のやりかたを又責任をもって
仕事に集中して年金の仕組みが、年金の仕組みという
記録が数多くあるが、年金の仕組みが、年金の仕組みという

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の仕組みが、年金の仕組みという
年金の仕組みが、年金の仕組みという
年金の仕組みが、年金の仕組みという

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

所得が減少した後の生活保障の一部となることと認識していた。年金記録(特に10年)の記録。年金記録が毎年(40年)となるので管理の問題で発生するのではないかと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインシステム導入により個人で管理することは当然であるが、年金記録は社会保険庁において年1回のみ記録状況と各個人の通知はされているが、問題発生は根拠がないと思っていた。年金記録は必ずしも本人の問題意識の希薄さから考え、社会保険庁の対応の充実、年金記録の迅速な対応と年金改革が人道的な対応であることは考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の記録の問題については、現在行なわれている方策も時間をおいて処理がよいのではないかと考えられます。

窓口事務への奉仕活動については、窓口事務への奉仕活動の促進を図りたい。また、窓口事務への奉仕活動の促進を図りたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については制度の根幹を揺るがすものがあり、
システム化の際に、特に慎重に取組むべきだった。
システム化の際、重複リストが多数発生した頃、一瞬
の不安を感じた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時大塚件保険料の整理作業をしていたが、特に打
ち解け考えをめぐらせた。
反省点としては、当時いとも容易に確保し、適確に取
組むべきだったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題について良い方策は考えておりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金記録について問題意識は当時ありませんでした。
- ・そのような問題が存在することは、テレビ等で知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・対応はしてありません。
- ・特に反省する点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度末では各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度末では課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度末では主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

余は、29.7採用で、29.9から台帳係で通常業務の外
 厚年奉命の松本見月と書記の松本 伸との接触。29.9.26の
 書記の松本 伸とこの場合の事業の通ひを断つて、その後は
 被検者若狭の調査に専念した人である。
 この事業上の本人の部下と知り、他に同僚の事を知
 るが多々あった。その他、その資料を見れば、この供述は
 不可能ではな。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問

題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知っ

たのはいつ頃でしたか。

[illegible]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしま

したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が

反省点として挙げられるとお考えですか。

新元阿...
門題所...
斷...
...
...
...
...
...
...

協力ありがとうございました。

中國科學院植物研究所
南京

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。被保険者本人と充分話し合い、記録と事実関係をも明確にさせ、言2録整備(明)すべきではないかと考える。
(日手回し 分かるかい)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 年金の問題について知った。
オンライン記録と本人申告との相違から
まずは充分調査し、本庁へ補正を依頼していた。
- ・ 新聞等報道により未統合記録が多くあることを知った。それまでは知らなかった。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ オンライン記録の不備等については、当初から
社会保障庁で一括して記録の入力等を行っていたことから、地方との連携が充分ではなかったのではないかと。
- ・ 未統合記録が多くあることを知った後、役所OB
諸氏と土曜、日曜に記録照合等、手伝え子等を
行った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後の年金代りに問題があり、内容が十分に承知しきれたら、具体的な解決策は一概に言えない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍中はこのような事象や存在がそもそも認識してない。
退職後 マスノリアや取りあがって知り得た。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・在職中に知り得た問題は回答不十分

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本 庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在・取中、年金記録業務は、他の業務と同様に円滑に運営されておらず、とくに年金記録についての問題はあつません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、事務処理体制、処理方法等大きく変更整備されておらず、その改善等は、考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録問題は重要なものと認識していたが、他の業務と同様に円滑に運営されており、とくに問題意識はありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	① 退職者
所属	本 庁	② 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ③ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録を重要視し問題点を解消する必要がある

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在においては問題点については積極的な研究をすすめる必要がある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は重要な問題として深く認識された。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録には慎重に行っている
例えば、アルバイト収入などは申告(正確に)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年令を区切って整理していけば
(例 50歳以上にまず限って
整理し、復次整理していく)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

は昔に認識はしていなかった。
マスコミを通じて知った。
(テレビ新聞等)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年令を区切って整理していけば
(例) 50歳以上にまず限って
整理し、復次整理していく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

は昔に認識はしていなかった。
マスコミを通じて知った。
(テレビ新聞等)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

定時次定昇における標準報酬月額決定誤り。
 (町の見間違い等)

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去については方策はないと思うが今後については、決定後の
 差支検査を確実に実施すれば防げようと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は認識していません。
一連の報道により知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思い浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現時点での年金記録における標準報酬月額と決定額との
(差)の見直し等

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去については方策はないと思うが今後については、決定後の
差額を確実に差支えれば防げようと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は認識していません。
一連の報道により知りた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思い浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国の方針に従って、誠実に早く着実に実行するしかないとお考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入記録は、年金受給の際、最重要の記録になるものと理解している。
しかし、基礎年金番号と未納合の記録が5千万件もあつたことは、平成19年5月の新聞報道で知り、その件数があつても大量であること、当初は理解することゝ出来なかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

初任給等の記号等は一括して同一のものである。在職中は、常に、事業主・初任給等から理解を求め続けた通りである。
また、今回の問題が生じた原因の一つは、分任して我が国の公的年金制度を統合した際、そのメリット・デメリットと十分把握しきれず、その結果、基礎年金番号を導入する際には、事前は十分調査検討を行ない、問題点があれば、国民に対して、繰り返し広報活動を行なうことで、実施するまであつたと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思い当たりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和61年4月、基礎年金制度となり国民年金に3号被保険者が導入された際、3号被保険者記録に対応して取り組んだ、地方での事務処理の一例です。社会保険事務所ごとに3号被保険者届出の指導広報を行うとされ、予算上の対応であったと考えられますが、広報の方法として、管内居住者で該当者の予測数にあわせて届出用紙を配付するとされ、居住者の多い天王寺、吹田事務所等に多数配付となりました。

それに比べ、大手前、天満事務所等都市部の管内は該当者の居住は少ないから配付は少なくするとされましたが、大手事務所等が所在し全国に支店等の出先を有するなど、厚生年金保険被保険者を多く適用している実態がありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険被保険者を通じて、被扶養配偶者の3号被保険者届の促進が効果的であり、用紙は消耗品で予算上枚数に限りがあれば、配付はそうした観点で効率的に行うべきであると当初の指示に対して意見を出し、議論になりました。用紙配付の指示、後段の議論は当時の所長会議の場でしたが、意見どおり厚生年金保険被保険者数にあわせた配付も行うという対応となりました。

申し上げたいことは、事業の指針は、現場の意見や感覚も取り入れて、同じ視点に立って事業を進めていただきたいと感じていた次第です。

ご協力、ありがとうございました。

ご調査について回答いたします

年金記録問題に5点の事象が示されていますが、その内容は、ここ数年間にわたる報道によってはじめて知らされたというよりほかに答えようがありません。いま振り返ると、年金番号を重複して取得するなどの事例により、重複取消しができていないため記録が統合されていない等の事例があることは理解できます。記録が正確に入力できていない、保険料の納付記録が漏れている等は責められて当然ですが、このことが、すべて地方の現職に対するパッシングとして跳ね返るということは、あまりにも目に余ると思っております。

質問についてですが、一般に知られていない問題点(質問1、質問2)については、退職後20年を超え、薄れた記憶を掘り起こしても思い当たりません。求められている問題点と趣旨が異なるかもしれませんが、制度改正時の事務で、記憶に残る1事例(質問3、質問4)について報告します。

昭和61年4月、基礎年金制度となり国民年金に3号被保険者が導入された際に、3号被保険者記録の対応として指示された地方での事務処理の一例です。当時国民年金課長は、中央からの指示であったと思われますが、事務所ごとに3号被保険者届出の指導広報を行うよう、当時の所長会議で指示されたと記憶しています。

その際に使用する届出用紙の配付数は、予算上の対応であったと考えられますが、各事務所の管内に居住し届出が必要な該当者の予測数にあわせて配付するとされました。大阪府では、天王寺事務所、吹田事務所等の管内に該当者の居住が多いと予測して配付数を多くし、それに比べ、大手前、天満事務所等都市部は該当者の居住は少ないので配布数を少なくするとされましたが、大手事務所等が所在し全国に支店等の出先を有するなど、厚生年金保険被保険者を多く適用している実態がありました。

厚生年金保険被保険者を通じて被扶養配偶者の3号被保険者届を促進すべきであり、用紙は消耗品で予算上枚数に限りがあれば、配付はそうした観点で効率的に行うべきであると当初の指示に対して意見を出し、議論となりました。

申し上げたいことは、事務処理の取り組みの一例に過ぎませんが、事業の指針は、現場の実態や意見も取り入れて、同じ視点に立って事業を進めるべきではないかと、当時強く感じた次第です。

以上のような事例を、ご調査の趣旨と異なるかもしれませんが(質問3、質問4)に記載しました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な予算措置が必要になるが、地道に解決するしか方法は無いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同一人に対し、複数の手帳が交付される制度は将来、混乱が生じるのではとの思いがあった。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

重複取消金の提出について、公営に再リアピールした。
被保険者証(手帳)の交付は、戸籍と住民票等と照合確認の上、交付する様に制度と改めるべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☐
所属	本庁 ☐	地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録処理に対する信頼回復のため記録突合の徹底が必要と考えます。
 整備・統合とされている過去記録等については、現在行われている方策をもって地道に整備していくことや、現行の改善策と考えます。私も微力ながら解決に向け協力させていただいております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインシステム導入前より複数年金手帳と有する者及び基礎年金番号以外の年金番号と有する疑いの者の存在は確認しております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人・事業所及び地方協会等と対して解決を図っていった。
重複疑いのチェックにおいて、氏名・読みかき等の相違のツ
クリ人としての事柄把握の徹底がなされていなかったケースが
考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <u>f.</u> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い返すと8割強が法人と名義が、法人事業所と同じ社会保険料に納付して、その名義の確定もなされなかったケースもあった。よく年金手帳と相対数(多岐17~18)もまた重複納付に及んだ。お客様にもおられ、事業主も年金手帳をなくし、まよとが紛失にも手紙が来ないのが多かったように思えます。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(8/16) 4) 2 解決済み

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今の事務レベルで昔々見た時に問題があると思われ
 ・昭和40年スタート(戦時下スタート)でミスもあった(昭和40年)
 ・紙の帳簿による管理でミスも多かった(昭和40年)
 ・社会保険庁との合併によるミスは引継ぎでカバー(昭和40年)
 ・昭和40年コンピュータも使われていた
 ・このころには少しはシステム化が進んでいたが、今に比べると途中
 ・スタートから創設された組織も別々だったから統合が始まったときは大変だった
 ・昭和40年頃からかかると思われる
 ・国民年金は昭和40年頃からスタートしたことも問題が

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去に社会保険カードの導入も検討したが、手入と引き換えに共通の
 カードが必要だと思ふ。
 適用拡大がどんどん打ちあがったが体制も整わず
 現実問題として地方地域の負担を考えると難しいところがあった。
 官方的な情報交換の水準は高くない。
 昔は警察に協力して関係の業務の遂行をしたこともあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本 庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して、だいぶなるので 考えがよくなります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職してからのもので、知りませんでした。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職してからのもので、考えが合いません。
現時点?のことは

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常に難しく良い解決策は考へがたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時においては、問題はなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからぬ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙を参照し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

約70年の歴史のある制度である。
被保険者(受給者)の保護もよりが、これまでの
制度のあり方を考え、じっくり対応してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中にはこのような問題は出ていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2と同じであるが、舛添大臣当時に処理を免れすぎ、結果としてすべての者に年金の問題ありと思わせた。

70年の歴史ある制度の見習いを、短期間で解決しようとした点にも問題ありと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	☒ 退職者
所属	本 庁	☒ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳時代は事故リストにより年金記録の補正、点検を行っていた。その後、オンライン導入となってからは以前の事故リストというものは全く見なくなったので、きちんと処理されているものと思っていた。また、基礎年金番号導入のときも導入当初は未登録者などの問題があったことは知っていたが、その後は整備されていると思っていたので、こんな大苦になるとは思っていなかった。国民年金関係については一度、来訪者から領収書持参で自分の加入期間の頭でにいられた時に、一部記録漏れがあった事を覚えております。(平成14年度)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現行時代、年金相談窓口にあたっては来訪者に係る記録について本人に記載漏れがないか、また、同姓同名、生年月日も同一の者の記録についても全額払は出せずに事業所関係のリストを出して、本人から確認を出し、記録漏れがないように心がけた。

- 紙台帳 → 事故リストの処理状況
- オンライン入力時 →
- 基礎年金番号導入 → 未統合記録の処理状況

管理上での対応が不十分であったために事故件数が増大したのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の記録は過去市町村が担当していた除料室収をしいたきゆがあり。
(現在は社労系) その当時の記録が不明のものが多数あるのではないか。
市町村の責任はどうなのか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申告内容に基づき審査して判断していく。(現在も行っている方法)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近 報道等によるもの。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和36年の国民年金施行時に基礎年金番号を導入した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☐ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金を

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録であり未収等と認識していた。
別紙にかけられた記録の問題が新聞紙上に掲載
されるようになってから

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方事務所より進達された諸記録、修正記録は片方で処理
されていると思っていた。
早い時点で統一査察制が実施されておれば良かった
と思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 g. 事務局長 *平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行のまゝでよい(報道不実の判断)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基幹通知により一定の整理がされているのを認識している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思い浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に問題はありませんでした。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の記録：如き、等、^{手について}判別困難な文字の
 多量、金額、データー、名前、年月日等をK&K
 系、統合作業に相。
 業務、自便にお記録、業務、作業、を、高、後、K&K
 記録の、連続性、を、高、手、と、人的、作業、で、記録
 統合作業、を、困難、に、思、わ、れ、る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

三協力、あ
民衆の筆を許し願ひを

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに報告されている事象以外特にはありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録やその他の記録等の照合作業に期限を設けず毎年要に応じて進めるという覚悟が必要だろうと考へます
又 保険料納付記録の記載もこれについては特別立法により一定の基準を設けて救済措置を高度の政治判断に委ねることも一つの方策では無いかと考へます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については機械化導入後業務終了(業務終了)において正確に整理管理されているものと認識してあり
た
その記録管理は今回問題となっている事象があることを
知ったのは数年前の安倍内閣時代以降にテレビや新聞等で連日報道された時でありました

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題にある事象について知ったのは退職後約20年後のことであり対応する術はありません
機械化導入後(記録保有後)より問題事象発生まで約10年の経過があったにもかかわらず、その原因がわからなかったことが、もっと迅速に対処しておけば良かったのでは
ないかと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号の重複取得。(ひとりで複数番号取得)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインでの保険が遅かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で詳しく公表されており、それ以上の事は特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者(ご家族も含めて)の取組等が一つ一つ確認を取り、時間をかけて信頼を得るしかないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は自分自身で当然考えていたが、新聞等で問題が広く報道される様になく、記録保存への大切さを再確認した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金特別優待が家族等にも及べられ、いろいろな事例がある事、手帳等による記録、パソコンによる保存によって、その復旧時 担当者では対応が困難で、詳しい事は判りません。もう少し下の対策、考え方は多い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 会社の採用年令を若くして応募(採用)した年間の相違しているケース

2. 会社には採用され年金手帳を提出せず、新しい年金手帳を交付された重複に付いているケース

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策が浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が存在するのを
知りは、マスコミ報道を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期に対処が必要、なにかの点かと思っ
た。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

庁からの年金統合事故リストの照会をもっと続けていけばよかったと思っています。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別優待の送付により、被保険者からの回答にもとづき調査をすれば良いと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和59年当時、期間照会で手番判明したのにより旧台帳の照会をし、氏名、性別、生年月日、期間等を確認のうえ、回答していました。その時考えたのは、年金請求時に本人の申立てにより期間が整備できると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に本人の期間申立てにもとづき、期間が整備できるものと思っていました。又、大阪は名簿方式ですから、旧台帳のコピーを振替簿に照会すればある程度は判明できると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行年金システムに合わせた対応

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金は、制度が複雑で、国民年金や国民年金と厚生年金の重複が問題になっている。(厚生年金の加入者の確認)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金より国民年金と厚生年金の重複

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、どのような問題かあるとは
認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務局長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以上のことにつき、特に把握していない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状とらえている以上の解決策は、人的・物的の両面において困難であると思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時において、現在報道されているような「年金記録問題」の存在を認識していませんでした。問題の存在は、報道により初めて知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくになし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があると思わなかった。退職後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後のため対応していない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、基金においても、年金記録と同一の事実と作業を行っておりますが、記録の有する旧番号や記録番号で調査すればかなりの件数の処理が可能と思われます。基金に左隣に在る記録のDBに旧番号等による調査させてはどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用については、名義時代に経験はありませんが、経費通算規則上5日以内とされていたことから、安易に新着交付をしていたように記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金給付担当時には、出来るだけ職員の確認をするようにしていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務局長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務局長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は適正に処理されていた。
マスコミ報道により知った

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、事務処理システムの問題が反省点。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務局長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和当時、徴収率重視で本部からの指導(中央)であった為、保険料滞納率前所により、率業主からの相談に合意の上、組入して資格も喪失させたケースもあったように聞いている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

半世紀前の検証は実現可能で良策はない
(当事者が実在してないことある)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1) 正確に年金記録されているものと信じていた
- 2) テレビで報道されて知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1) 誠に残念ですが対応は考えられません
- 2) 長期年金計画の組織上の指導欠如と考えられ現場(事務所)は指導に基づいた環境で業務があり反省はむしろ中央指導にあるのではないかと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未知な事

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳との照合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しく管理されているものと思っていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

将になレ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等の報道以上のことは知りません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の処理状況が不明のため考えあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の未請求者が存在すると認識していた。
理由は転職時に新たに年金振替の交付を受け、その振替が不明なものと、転職してからのことも忘れることが最大の理由と考えていた。
そのため、住所の管理をする必要になったと思い、転職後、報道に知り得たのみです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全職員が精一杯業務を行っており、予算の範囲内で最大限効果のある執行であったと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知っています。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、三鷹センターに年金記録は16,000件あると聞いてびっくりした。成人1人で三つの記録を持っている計算だと思えた。年金について新聞に掲載されたのは、昭和三十九年前、59年頃で、それ以前年金のことは新聞に上げられていた。無さかと思えず、厚生年金保険には風情条件が無くとも短期間の入園にも厚生年金加入記録があると聞いたことがあります。また、環境年金番号の導入時の番号統合が順次とは異なっていたので、あれなのかなと思っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は厚生年金法に基づき事務作業は行なわれているので脱退制度は、女性で25年以上、男性の場合は60才以上の条件であったかと思えず、脱退年金制度も他のことと会社での担当者も、被保険者も意識が乏しく健康保険証と脱退に差をつけていたと思えず、現在どうか知りませんが、健康と年金の手続きは別々にする方が、いいのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要業務に認識していた。

問題を生ずるような事態発起は
考えられなかった！

問題の予知は報道機関の発表による。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真摯なる業務の遂行。

以上の如き当時の業務遂行は

寸毫の悔なし。今も以て反省無し！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点の精査、分析とこれに見合ったキミ解への対応
(54万件という数字だけが、一人歩きしていると考えられるため)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在籍中、「年金記録問題」として認識していません。
- ・問題の存在について知ったのは、退職後5年位、経過後9年位、14.5年位かと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・上記回答のとおり、「年金記録問題」として認識していませんので、特段の対応はしていません。
- ・ただ、年金請求時において、万一、本人の申出記録と国庫記録に不一致がある場合には、十分に調査・精査の上、修正すべきは修正を行った上で請求書の受理に至ったものと認識しています。
- ・反省点として考えられるのは、旧台帳からオンラインへの切替により、改めて注意要度を考慮する必要なく、容易にかつ短期間に策定・実施されたことによるものではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

台帳から機械へ移行時、入力、補正ミスがあったものと思われ、事業所別の届出主義であり、事業主の虚偽届出については被保険者からの申し立ての限り分らない。被保険者については、ほったらかしにしておいて社会的問題になってから、我々我々の感がある。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時には、職歴などにより空白部分就労していないかなど本人に確認し、期間を遡るよう職員は努めていた。民主党の現大臣が、職員全体が不正をしているような問題視し、マスコミ等を利用し、国民の不信感を強くした点に問題がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当者の年齢が高く、記憶がよりおぼつかず、地道に客観的事実に
よって解決していくしかないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便に始まった今回の方策は、完全解決と目標としたものと考えられます。
 今になってこれを変えることは、国民の信頼を損ねることになり好ましくないと考えます。
 従って、御解決まで一定時間必要であることは止めざるを得ないと思います。
 ・ 今後は、受給権を得るまでの期間、何回かの被保険者または被扶養者の通知や確認の方法は欠かせないと考えます。
 ・ 年金受給権を現在の請求制から自動的に変更する改正が必要かと思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オムロム昭和40年から平成10年、年金の裁定業務を担当してきまして、関係上、年金記録に対する精査の必要性については一層認識できていたと思っております。

当時は、障害年金、遺族年金が主で、老齢年金の裁定は珍らしく、問題は年金記録といましては無いと云って、言い争いでいた。又、審査の請求は障害、遺族の両年金が主で、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上で言いましたように「知ることを来なかった問題」で、当時としては、この手の問題に対して何ら対応はしてきておりません。しかし、現在、色々な問題点が存在していること自体残念ですが、認めざるを得ません。

これらの問題を起したのは、すべて人がいたことで、反省点として掲げるとすれば、人の教育者しくは、人の選択の重要性は感じています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録に誤りのあったそれぞれの事例について、その原因を究明し、再発防止策を検討してほしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然年金記録が存在していると思っており、
退職後何年か経ってからです。(新聞、テレビ等で報道された)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 被保険者や受給者からの質問等への対応(回答)についても留意してあった。
- 職員からの報告や関係書類には綿密な審査が必要と思いつ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が統合されて 年金記録問題
の存在を知りました

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合時点で氏名フリガナを照会しな
かっただけ、今日の混乱の源と考へた
今になって市役所に一つ宛先が違
うように

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている外資系も1月まで終了かと
望んでいます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時と退職後4年又は5年に業務課がコンピュータ処理の計画があるために、被保険者記録の~~連続~~を確保していたので、この問題は存在を知らなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の如くに5年又は5年にコンピュータ処理で被保険者記録を~~連続~~した以上、業務課に於て適正に処理されていると信じていたもので、この問題が表面化した時は、業務課でどう処理をしていたかについて。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個別に記録調査されている現行が最良と思われます。
女性の場合、脱退手当金と受けていて卒後期間の喪失も考えられますので給与明細のみの判断は考えてはいない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金権につながる問題であり、大変重要な問題であると思っております。
記録改ざんは多少考えられても、記録の改ざんについては考えないこともありませんし信じられません。
事業主からの正規な届出によって行政は処理していますので。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

強制適用(4人未満の個人事業主を除く)により中小零細企業では事業主負担に苦慮し滞納につながっている。(運転資金に迫られて保険料までは)
事業主は従業員の保険料を「借入金」詐欺行為です。
相互扶助で成り立っており、問題は大きいと思います。
(未加入事業主の多くは事業主の考えで届出がないのでは)ないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 年金記録問題と聞いているにもかかわらず年金未納者という存在がPAにはなかった、当時、年金記録問題という言葉を聞き知っていた。〈昭和53年頃〉
- ② 国民年金記録上、いわゆる未納者記録が登録された(当時は記録は完全)にもかかわらず、年金記録問題と交換すれば良いという考え方があった。〈昭和61年頃以降〉

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 国民年金関係は、住所変更の記録が65歳到達前に該当者に通知されたままだった。
 - ② 定期的に年金が支払われるには、市町村年金記録(本人年金関係)等で記録を確認し、修正していった。
- 特に「本人年金記録」に50、本人確認ができるようになっていたので、内閣府に伺ったと思う。(厚労省は当時、住所変更の記録を保持していたので、年金記録について、住所変更記録の誤りによって、年金は未納の記録が加わるので、年金記録を学校教育の中で徹底すべきと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新たな問題については、申し訳さず了解し承知しております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に1歩1歩確認していくしかないのでは、と考へます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金という長い期間について管理していかねばならぬから、個人の年金記録をどうより正確に記録のないう管理システムをすべきだと認識しています。
市のなかで国民年金の記録を電算化することに伴い、社会保険との整合性が簡単になり、夫婦月ごとの収入が把握できなくなっているところが多いと気づいた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録を管理するシステムを構築しているが、残高不足で、夫婦で一方が引落しを出さないケースも多いので、定期的に再度引落しを出さるシステムの変更を市に要望し、未納催告書を送るよう指示を出す。また、社会保険も翌年度までの年金に未納通知をもらうように送付することを実行した。
また、年金記録から把握できないという部分については、年金記録を伝えたが把握しきれなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <u>退職者</u>
所属	本庁 <u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 <u>g. 事務局課長補佐・係長級以上</u> h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不 知

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不 知

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不知

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不知

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存していません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の方策どうりだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後の生活費の制限があることを知らなかったが、
また、新聞報道等により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実関係を正確に追求すべきでないものと思
います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、政府が実施して頂いている年金記録解決策(社保庁)以外に、これといった特策は思い当たりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後における大切な1人1人の(生活費)財産であることを認識し、事業主からの届出書類の適正かつ正確な事務処理が必要と理解していた。

今更社会保険に新規採用された直後から先輩の指導により心して働いた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、すでに〈ねんきん特別便〉を手にすることが出来てはいる方々もあると思われず、長い年月が経過し記憶喪失者もいるため、もっともっと早い時点で、年金記録問題に着手すべきであったと反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、政府が実施して頂いている年金記録解決策
(社保庁)
以外に、これといった特策は思い当たりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後における大切な1人(生活費)財産であることを認識し、事業主からの届出書類の適正かつ正確な事務処理が必要と理解していた。

今般社会保険に新規採用された直後から先輩の指導により心して働いた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、すでに〈ねんきん特別便〉を手にすることが出来てはいる方々もあると思われずし、長い年月が経過し記憶喪失者もいるため、もっともっと早い時点で、年金記録問題に着手すべきであったと反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は存じていないが、ほとんど知られていない事柄を申しのべたい。
 厚生年金保険の記録については、被保険者取得届提出時に氏名、あひは生年月日を被保険者が雇用時に事業所に偽って記載したことにより本署と違う事項で届出、また事業主は、何月間を試用期間とし、届出ることなく、本採用とした年月日を取得年月日として届出ている事実が見過ごられて、
 国民年金記録については、ほとんど偽っていないのでわからない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のことについては、稀ではあると思うが、1人10拾数件の事業所に勤務し、その4割ほどに届出内容が相違し年金番号と得ていた人は昭和の時代にあった事は間違いない事であり年金記録を確認する際に事業所、所在地、就労期間を明確に記載してもらい、該当人に類似している者と推測し、確認することが必要であると思う。

なお、このような事例があることも広報し、理解を得ることをしないう限り、総ての件数について年金番号を国難と思われ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、このような問題があることは全く知らず、たし、知らなくてもよかった。
問題が存在することを知るのは、新聞、テレビを見て初めて知った次第である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題があなたを知ってまだ驚くばかりである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

請求時にすべての記録を記入してもらう
再調査を行う

各市町村において納付記録の進捗を確認が行われており
この再調査を実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コレは「ワーク」に全て入力されてあり問題と認識して
思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録後につ
けられた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
 がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
 いとお考えですか。

・現在行われていると思うが、年金支給年齢到達前2年前に、
 絞り込んだ記録補正にしないと職員が業務量に圧迫され、
 モチベーションが下がるのではないかと心配する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・大抵では、オンライン処理の完成(昭和61年頃)迄、紙の帳の記録を作業で複写したうえに社会保険庁に送付し、その送付記録に基づき社会保険庁で入力していたと理解している。
- ・入力後は、整合性のない記録について、社会保険庁から地方に再送付し、地方に於て記録を補正したものを社会保険庁に報告していたが、作業である事から正確な部分はあると思っていた。
- ・つまり、この正確な部分(スナックからウチのケース)については、年金請求の行使の際に本人から記録の確認を行ったうえに年金決定となる仕組みで回っていたので、消えた年金記録というような問題はなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・問題認識は、うえのとおりであるので、特別な対応の必要は考えなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、行われている三者委員会に解決
にもらうのが良いのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はなかった。
退職後に知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が、反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者期間のオンライン化時に急ぎ過ぎたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会で問題になって、問題の存在を知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年法や18条の確認行為も保険者並びに事業主に順守させるよう強く指導すべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年代位までは、年金制度に対する世間一般の認識が低かった。
 また、高度成長期であったため、就労に当たって戸籍上の氏名・生年月日と異なる申告があった場合でも、事業上かそのほか社会保険事務所へ届出るケースが少なからずあったため、年金記録と実態との不一致が当然生じている。
 地方庁としては、厚生年金保険法施行規則に基づき事業主から正当な届出がなされたものとして処理してきた。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国の年金制度では、それぞれの年金の受給権が生じたときに請求することになっている。
 老齢年金の認定請求があった時点で、請求者から申告あった職歴と年金記録と精査・照合し合うことで認定処理してきた。このことでトラブルが起った大問題になったという経験は殆どない。

年金の請求があった時に、本人と年金記録の正当性について確認しながら処理していけばよいと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和39年に社会保険大学校の普通科研修に参加した
その時、厚生年金担当教官から年金制度の本質は
年金記録管理にあると教った。
年金制度の実施に当たって一番大事なのは、被保険者その
その加入ヒストリーの管理であることと認識すること。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方庁から社会保険業務センターへの年金記録の連携。
突合エラーの処理には、示されたマニュアルに従って
懸命に事務処理をしておりましたが、地方庁として
は、大筋で反省すべき点はないと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録する方が少ない
はじめてありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けての具体的な
方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の手帳の排版
への素直な疑問 耶同照会
多岐に及ぶ状況が弊に及ぼす
点から

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険
事務所に及ぶ事務の
対応と対応する 正直
わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

ご協力、ありがとうございました。

質問1 報道されていること以外にはありません。

オンライン化の際の入力ミスが多いとの報道については驚きました。

質問2 各簿との再点検以外に考えが及びません

国民年金記録については、一部市町村の自主的な調査の結果、多数解決できたとの報道がありました。可能であれば市町村すべてに調査を依頼しては？

質問 3 届書を信頼して事務処理を行っていたため、若干の不整合が予測されたが、年金裁定時には解決できる、との認識でした。

国民年金記録に 不在者リスト 不整合 があることは、管理者となり、はじめて知りました。

質問 4 3の不在者リストに関しては、所長時の社会保障庁監察に際し問題提起しましたが、退職まで指示、回答はありませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金手帳は会社が預り被保険者が退職後も交付しなかった。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

会社を指導すべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険料は給料から天引きされているので、慎重に取り扱いなければ"と思っていました。
現場では何々に加入期間の有無でトラブルはありましたが、その都度解決してきました。
5,000万件もあることばつ、最近知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険業務センターから送付されてくる年金照会リスト(今はもうないかも知れませんか?) 専任に担当者置くべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、その当時資格の得喪を
その都度社労所に進達する事で終了したものと
認識していた。
問題は存在する事を知ったのは退職後
T.V等のニュースで知りました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身何にも対応していません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本年度の査察について、並年、現職を以てして下さるが、以前は、年々
伸びて一社に達（昭和30年～40年）あり、昨年に限り、一社に達し、
してゐる。その内、化前は年々、多岐系による、記録管理（はたけ）
であり、又理入ミスは、少しは出てくるが、クと思つて、いまだに概略的
にチェック、整理できる体制があるため、修正できるものと理解してゐ
た。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

升の年度に経理は専断、教員のための管理であり、一所でも入が沢
の教員があるとは完全なシステムであつたと思ひます。昭和五年度の
元では各師範の別設体制が、大々的であり、その上、その上、その上
となつたと思ひます。升の本籍地の記録を地方（社係）にス
ーズに照会する体制が、あつたかと思ひます。
社係は名簿があり、本州記録は、昭和五年度の調査でありますが、支那の
業務は、記録が不十分です。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ⑧事務局課長補佐・係長級以上 <昭和58年1月～60年11月> h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 <昭和57年5月～同年12月> i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時期には、年金システムへの住所入力(市町村指導)・年金賦課者への切替による市町村窓口の業務移管の検討に忙しか、この時点では記録減額が大量に発生する予期すら認識する他端に非ず。給付受給の行程や進捗の情報は、退任後、基礎年金番号付与の通知を受けた際に「再の番号」が重複して通知されてきたことから、記録管理の杜撰さまではないに、量的困難性にも想いを馳せざるに至った次第。

今回、総務部となった年金局で退任記録減額の問題が噴出して、その数に驚いた次第。そして、今尚、未定結の円滑関係の記録がどれほど存在するか、その状態をまだ「知らず」という状態にあえ、知ってどうすればいいかという些々か不安、うだりか、知れない、困る。この頃は、こうして打止めたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「質問3」と直接関連する事項には思いつきですが――

今から16年くらい前のこと、検認票(市町村から送達されて来た個人別納付済振替)を「枚数」と個別納付と実金と納付日付と押捺記録と、係員の日常を見て、こんな毎日では席下にやがて火をつけてゆくと感じ、当時では慰めに過ぎなかったが「何年か経てば現行のものは何れも自壊を自動抽出して記録する様式システムの時代がきて来る」と夢を語ったことがあった。それから20年余、オンラインシステム本格稼働へ歩みを見て、本当に夢の實現化を感んだのだが――

反省点……「言うは易く行ふは難し」、彼、もう少し考えを深めておきたいと思料します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

非情な策としてのどの程度のレベルの問題か、推測しかねるが---
大河の流れのやみと鮎としての道なきかたに問題意識として想い浮かぶ事柄は存在しません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題 = 当面の年金記録問題を指すものとして考えを述べる
私の認識は、一般新聞と機関誌(こくなん)、週刊誌の暴露記事、及び購読した数冊の単行本の内容と交ぜあわせての推量です。5千万件超えと表現されても、年金記録ごと年齢区分ごと加入時期ごとと謂った分類グラフを目にしたことも無く、その上〇〇の倉庫に〇〇件の資料が存在するといった追加情報に接して、只、呆然とすればいい。取組むべき良策のカケラさえ浮かびません。

仮し、仮し、の被害者は勿論、被害は誰にと同様の納付と混同しては実情は未納者が救済されてしまうというふうな対応策を採れないことを願うのみです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年頃は、まだ名簿方式(手書)で処理をし、中間進達(名簿コピー)し、庁では不突合のものは、リストで事務所に問合せされその回答により庁で完全な記録整理がされているものと思っていた。

又、年金請求者から多少はあったかも知れないが世間で騒がれるほど事故(記録関係)についてはほとんど耳になかった。

年金記録問題は、国民年金未収から始まりここ近年に聞いたことで日本の総人口1億2千数百万人年金受給者(老齢基礎年金・老齢退職年金)約3800万人おり、その人数より多い宙に浮いた5000万件の年金記録(1人で複数もおられるが)信じ難い

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

受給者に対して最も重要な記録と認識して
いる。
年金記録問題について

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化された入カースタッフ
の研修などについて。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行なわれている方策を推進するほか、特に良い方策は浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理要領等に基づき適切に処理されていたはずだと思っていたが、こんな大きな問題になるとは思っていませんでした。
マスコミ報道により、その重要小生を知った次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンプライアンスの欠如であつたと考えます。
厚生年金に加入されている、いた方々に大変申し訳なく思うとともに、問題解決に向けた協力は、微力ではありますが、行なつて参りたいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2010年問題の発展する時全く
居ないと思った。当時年金記録突合等
700万戸の処理を聞いた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録突合等700万戸
戸数の処理を聞いた。
認識である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 a. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中に特に問題があったとは、
認識していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今となっては政治決断で解決して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事取りリスト(記録)を通じ、記録整備の必要性は認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

整備対象記録があまりにも膨大で、その都度解決するのが困難であった。最終的には10人の年金請求時に解決できると感じていた。紙、コンピュータと管理方法が変わったから記録がすべて認識が薄かったと感えている。庁がすべてのデータを戦略もなく放出したことによって発生している、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・重複取消については、申請でなくとも、取次での処理をしても良かったのでは。
- ・本人が故意に、氏名・生年月日を変えて届出しているケースも数多くあったように思う。特に、昭和20～35年の間。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・時代の状況等々もあり、(雇用条件)仕方がなかったのかも。今、全てが社会保険の責任とされるのは、疑問です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

771-210-1000

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

其ノ丁銀毫額ノ多クハ、ヨカシ
 下ノ額別ニ別ル。又コミテ算リ上ケルハ、石項アリ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が
反省点として挙げられるとお考えですか。

社会制度、経済から政治、行政に至るまで
影響を及ぼすかという認識が薄かると
思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職に負担がかかり過ぎている。
 休日を含めた働き方体制を整けたい。
 現職の若い職員を育てる施策を考えてほしい。
 多くの有能な職員が退職して行く現状がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平作業(手書き)による事務処理で、少しは誤りがあるのではとの思いはありました。
標準報酬額の誤りがあり、加入期間が長期削減される
との認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

標準報酬額と業務の精度を上げることに力をつけていた。
反省点
。業務のフォロー、再査検を実施していかつたこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) ☒ (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題については社会保険事務所での誤記入等もあると思うが、未適用等の事業主の責任、被保険者の滞り等もあると思う。
地道に照会すべきだと思える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大阪は名簿方式であったので、紙のいたみ等、多少は認めていたが、機械化されたかと思っていた。
ただ、パソコンが正確に打てるかとも思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿方式では年一度、全事業所より提出される算定基礎届を、全職員で名簿に打ち込みしたが、慎重に処理した。間違いは発生するかなと思った。
早く現状のように機械化されておればこれだけ大きな問題はなかっただろう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々、地方に勤務する社会保険職員は、国が行う健康保険・厚生年金保険等の業務について、適正且つ的確に処理することが大原則であり、私自身のことでは、10年以上に亘る公務員生活の中で、その原則は貫いて来たつもりです。

従って、年金記録の問題が、国会やマスコミに採り上げられた際、今迄忠実に、年金記録等を中央の年金業務室やオンライン業務室に進達して来た、その努力が報われることなく、未統合の記録(54万件)が生じていること自体、全く容れられない気持ちで腹立たしい限りです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で言えば、膨大な数ではあるが、国民1人1人の年金記録について、紙台帳やテープ、さらにはオンライン記録と照合確認したら、未統合の記録をまとめてゆく以外方法は無いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(傍肉)で述べた通りです。
存在を知ったのは、因今で採り上げられた時です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既に退社して20年以上が経過しており、時令が違っているので、どの様に対応するかは答えられません。
また、人間のする事ですから、ミスが無かったとは言え、ウソに
なるかも知れませんが、在籍中は精一杯勤めた自負もあり
特に反省点は見当りません。

最後に、氏名を公表するとか、泣きとか、脅迫めいた文章が書かれており、我々のよ級官庁であった社会保険庁の所業とも思えません。猛省を促します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度は公的年金として、国家責任をもって行われなければならない制度である。にもかかわらず、民間化となつたため、国民は不信感を増大させ、制度が崩壊するのではないかと危惧している。

今、全国の職員は元気をなくしている。若い有能な職員も多く退職している。これでは年金制度として形を定まらず、活動する職場とはなれない。

対策としては、多いと思われる国民の年金については、市町村の協力や他府県と連携する。また、年金の記録の整備においては、9月1日以前に解決について企業も市町村も積極的な協力が必要だ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録の問題はなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

⑦ はないのでコメントはありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職 ✓	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. まず、小生は今回の具体的な年金記録問題について、新聞マスコミ報道で知ったが、同時に終ったが、要にひらいてみた。小生の知り得る所では、中でも年金基金は、徹底的に早期処理に努めるよう指導した。繰り返してあります。

2. 具体的な内容として、小生の専門は、医療関係の保険医療機関の指導監督を2つの事務所を通じて主任、係長、医療事務指導官等も年内従事し充実した仕事であったと自負しています。

3. 今回の事故、事件等が起きた(発覚した)ことについては

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題は政治的になっており、事務量や内容が複雑な状況になった。今日、小生としても、どうするのかわかりませんが、一層、必死であり、早期対策は考え、おはせたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く考えられない。
在職中は、年金の広報について、事務所のカウンター
の正面に何枚もポスターを自前で作成し、
また事務担当者等に対する、後給資格や後給
手続について説明会に出席したことはあることが
頭に残っている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務量の処理について、
まず、基本的に社会保険庁の若手組合
が労務条件などについて組合員が行動し
その結果が地先末端まで指示されること
が一番の問題と考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	<u>本庁</u>	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 <u>d. その他(本庁)</u> (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思い当たることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の不整合の発生原因の具体的な内容等がわかる
が、業務上への進捗にいたる結果の差や事務所の
書き換え前より記録の差を促進にやるべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用の記録が本人で旧記録の時ばかりで事務
処理は基本的に同じであり特に問題意識を持てた
ことはなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不具合について1件1件再確認していくべきだと思う。
現在、各基金の厚生年金の記録と統合するので、後前記
のように基金等O Bに協力をお願いして、少しでも
早く処理する事が大事である。
厚生年金等の整備には健康保険組合の記録等を
いかにどうするか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本 庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等による報道

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは認識していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他に問題があるとは考えられません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今までとおり誠意をもって対応すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題が起るとは考えませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・年金等の請求の際に、問題が発生した時は、本人の身になって、誠意をもって対応することによって、理解を得られるものと考えていた。
- ・年金定期便のような周知方法を遅くとも基礎年金番号交付時が、実施すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本 庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便の回答率を高め、活用すること。
加入者であった本人が社会保険事務所で
調査し、確認すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※年金記録問題は在籍中にはありませんでした。
存在を知ったのは定年退職後、問題になったときです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

朝倉
検定報告に期待していました。
社会保険の業務処理において、組織として年金記録業務の重要性に対する認識が甘かったのではないかと反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○法人事業所が強制適用となった当時、中小・零細企業においては人材不足から従業員が採用において簡単な履歴書のみで採用されるケースがあり、退職した従業員が居て各種年金を請求した時の理由
 *会社で前職を知られていない為、これまで年金未加入の会社と誤って就職し番号重複となっているケース。
 *退職時、会社の採用年を越えても、履歴書の生年月日を若く塗り採用されたケースもあり、事業主や従業員における年金制度の認識も甘かった。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一刻も早く年金制度の信頼回復が必要であり、実施されている「おんきん特別便」は重要な被保険者に対する安心感に繋がる。従って送付時においてコンピュータのシステムに誤りがないかを十分にチェックして送付していただきたい。
 一方、事故のマスコミに取り上げられ国民の信頼を失い、現場の職員の通常業務にも影響して信頼回復が更に遅れる。
 一方、義務教育の場で社会保険制度の相互扶助精神や長期給付で老後保障の仕組みが大切である年金制度を育成する理解の教育が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が手作業の時は、新規取得者の処理は、有籍・年金番号振出後、健康保険被保険者証・年金保険被保険者証と4度同じ氏名を記載するのに神経を使い仕事をしました。
 ※カナ以外の届出は、確か年金基礎簿を運用していたと思うが、事業主からの届出の誤りも多かった。
 ※機械化になった当初、取得届の新規年金手帳番号も処理する際、同一人物と疑われるデータが、確かウインドウの備考欄に記入と見られるが、当時は若狭組合から前勤強化になるの理由で調査も出ず、重複入力で記録の分散になったことも原因となっている。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職者は社会保険取組の一員であり、安着されている現場の取組の手助けに甘れはと、微力ながら記録修正に何か対応させてもらった。
 昨今は個人情報保護法により年金記録調査も大変だと理解します。
 従って現在実施されている充実した広報網やインターネットの活用により、事業主や従業員が啓蒙を受ける必要は省かれると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、思いがません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは、年金記録が正確に
ない問題が生じてからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は年金リストが毎月年金事務所に来ていた
が、時間とかりて処理していたため、整理
されていたのです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策を考へつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 本人の請求時点で是正されるものと思っていた。
- ・ 平成8年頃(基礎番号付番111頃)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号付番時の搬送111調査により未収分を無くす努力が必要であったように考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○退職者
所属	本 庁 ○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知しておりません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は考えられませんが、一フーフ時間をかけて
確実に処理する以外に皆無では……と思います。
この旨を関係各位方面に十分説明し理解を求めるこ
とには……。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような年金記録問題については、今回はじめて承知した次第です。従って、在職中は全く問題認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の記述のとおり、何も対応してありません。
職員の1人として、常に「国民全体の奉仕者である」との自覚、
「お客様(相手)の立場に立った業務」を執行してきたことを
念のため申し添えさせていただきます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時は事故リストとして再確認していたが件数を少なかった。
最近であります。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事象以外に、思い浮かびません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべて認めれば良いのですが、それでは国民の理解が得られないと思いますから、わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額と、つながるもので、重要と認識していた。
いつれ多少の問題点が出て来るだろうと思っていたが、
いままでとは思わなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、会社等からの届出書類の正確性が問題と
思っていた。
それと、内部にも問題があった事、残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金が不自由なのがお話し下さい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

答案票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

和作。年令記録問題の突題。本質を全く知られておりません。
 従って一般に知られていない問題という句いには答ふべきで
 年令制度は、昭和17年6月からの以後、手作業で記録を作成
 し、年令台帳として保存して来たが、この間、戦災により台帳
 の焼失、又台風被害による算数送、その他、人手不足により記
 録遺失等、年令記録の不備が生じていることは事実であり、
 このため、昭和20年頃から本省の指示により、台帳記録
 の整備作業に着手した。この作業は、昭和24年6月に終
 了し、旧台帳は年令調査用の配列し、年令表を定規移写し
 いて、若し本省において年令記録の統合をしようとしたらあり
 しか、確定は実行されぬが、この間の問題は発生しているから、
 (質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ

いとお考えですか。

記録は、解決の手段として、本館に保管し、毎年各帳
を統合処理を行うものとし、何れも重要と看做す。
ただし、記録の整理編纂、手続上の必要事項以外、重大機
密のもの、再就職の交渉、既受けた要約のある年金請求者
の場合、新しい年金番号の交付を受けたもののケースなど
多く見受けられること、この場合、記録の統合が困難な
ところから、氏名、生年月日、所属等昔年の基に解決
の材料となるべきと思ふこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、昭和61年1月頃に在籍しており、昭和30年頃の記録は、旧名簿の整備作業により、一時的に混乱し、理解に苦しむ状況であり、又、以降の名簿については、現在名簿の本籍への移管、即ち、電算処理により、社会保険庁からの処理で二重に重複するものがあり、このように問題が生じていることは、新聞やテレビで報道されるなど、全く認識していませんでした。年金記録の統合作業が、放置された社会保険庁の責任と捉えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本籍や社会保険庁の年金記録の統合作業を放置していた点から、この問題は根本原因から考え、これは、自治体の反対により、支障を生じていることから最大の理由を聞いており、国民からの苦情も、このようにおぼろげに示している状況に理解できません、又、2004年3月、毎日新聞が公表した記事によると、地方の一時混乱を防止するため、国からの支援、国に残った

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。 知りません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。 社会保険庁はこれまで解決に向けて職員一人ひとりに実施を促しているものと思われ、それ以上の解決策は特にありません。

ただ、今年については解決に向け、10月1日の多くの職員が離れていく事は、解決に向けての大きな損失と思われ、残念でなりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 新設時や年金請求時に職歴、基礎番号、手番等が不明で、期間照会等各種調査等で記録確認や記録統合もやめに行ってきたものがあります。
- 新聞報道等で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 本件を知り得た後、OBとしてボランティアで休日を利用して記録確認作業を行っていました。
- 具体的詳細な対応策等は知り得ていないので、出来ればと思っていますのでご了承ください。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後の数年経過後、たしかな記憶がわかりにくいつすが、労組関係者が、年金の浮動強化ばかりを訴え、アルバイトや、外部委託を行っていたこと、あまりの多量原因ではないでしょうか。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金にまつ方策と云々外しても、我々高齢者には思いうかぶことは出来ません。現任者であつても自分の経験ぐらゐは、管理おやまで、期間の短縮があつた人には十分な調査するほかにならなうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

20数年前には記録問題などあった記憶はあっても、
保険者や事業主の責任ではないように

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本 庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職した後に知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくになし。

ご協力、ありがとうございました。

(質問1)

今では、氏名生年月日の原本である戸籍謄本は、絶対間違いがないものとされていますが、私が就職した昭和48年頃の戸籍謄本は毛筆で記入されていたので、達筆で書かれていた場合は、間違った字に読まれることもありました。しかも、旧字体となると「漢字もひらがな」も判断が難しいので、旧台帳から切り替えた新台帳の字が別の字になっていることを発見したこともあります。明治大正時代以前に生まれた老齢福祉年金の受給者の戸籍謄本を見ていただければ、この意味について十分理解される筈です。1430万件の厚生年金の旧台帳が問題となっていますが、このような明治・大正時代に生まれた方々がかなり含まれているのではないかと考えます。

また、漢字文化圏の日本では、常用、当用漢字を併せて3,000文字近くが使われています。一昔前には、本人が思ってもみなかった漢字で戸籍謄本に登録されている場合が日常的にありまして、現在でも「読めない読み方」で本名を通しての方もおられます。それ以外にも、明治・大正時代に生れた方は生年月日をわざと遅らせて市役所に届けることも出来たそうです。

現在では、年金という言葉が新聞紙上で話題にのぼらない日はありませんが、昭和40年頃は年金ということが話題になることは余りありませんでした。仕事を見つけて飯を食べるためには、氏名や年齢を若くして会社に就職することが許されていた時代でした。今日でも、企業へ就職する時は戸籍謄本を提出する必要はありませんので、本名を知られずに就職したい方もおられますので、戸籍謄本とは異なる漢字が使われています。

今、年金番号の一本化を何故早く実施しなかったのかと非難を浴びておりますが、このような社会的・経済的な背景と「国民総背番号制に繋がる(国会でも決議をしていた筈です)」ものとして法律化まではなかなか進みませんでした。しかし、平成9年に基礎年金番号制度が実現することになりましたが、これまでは、複数の年金番号を持っている人に対して誰も異議を唱える人はいませんでしたし、行政としても、強制的な処分も含めて現実的な対応に踏み込んでいける状況ではありませんでした。

私が就職しました昭和48年頃は、どこの企業や官庁でもコンピューターやコピー機、ファックスというものは無く、CDR等の記録媒体という概念自体が存在していませんでしたし、自宅にも電話機がないというのが普通の時代でした。国民年金の納付漏れの話が第三者委員会で扱われ、印紙納付方式の欠陥が声高に叫ばれていますが、今から40年から50年前の事務機器という概念が存在しない時代では、記録の転記や報告の手段は「人の手による手作業の写し替え」以外にありませんでしたので、異なる人の目や手段で何度も突き合わせてチェックをし、転記ミスを発見して訂正していくというのが「その時代の事務の流れ」でした。

被保険者が納めた国民年金の保険料を市町村が一度チェックし、社会保険事務所へパンチカードと検認台紙で報告・チェックする方法は、非常に手間暇をかけたもので、数十万の被保険者記録の進達方法としては、その当時として最先端の方法であったと記憶しています。

(質問2)

このように科学技術が未発達な昭和初期・中期の時代について、科学技術の発達したコンピューター万能の現代から、年金記録について「個人や所属していた組織に対して責任を追及し、どのような点が反省点と考えられるか」との質問をされていますが、例えば、それは現代人がタイムマシーンで過去に遡り、歴史上の人物に対し斯罪しようとするのと同じ行為であるように思います。

過ちのない過去というものが人間世界にはありえないから、社会は弁証法的に進歩発展していく訳で、「手作業万能時代にも年金記録の完全なものが存在する」というのは、一つのプロパガンダのような気がしてなりません。米国やイギリスでも、年金の記録問題や未請求問題は日本と同様に存在しているのに、日本人自らが「自信喪失するスパイラル現象」を引き起こし、執拗に引き延ばしているのは、外国人には奇異の目にしか映っていないものと思います。

それでも、尚、「手作業万能時代の年金記録の完全なもの」を追究されるということでありましたら、照会される個人に対し「免責特権」を確約し、刑事上・民事上・道義上の責任は問わないとの確約をされる必要があるのではないかと思います。

そうしますと、昭和初期の仕事のやり方や社会的背景についても、当時の現役職員であった明治生まれの方々から、貴重な事実を聞きだせるに違いありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

庁と地方による問題解決委員会等を設け
その方針に基づき、即対応する都道府県子
ームにより解決する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最も重要な問題と認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・即対応、解決に努めた。
- ・調査に時間を要したものがあつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

す

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

否

平成18年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に記録問題は解決できると
思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた

がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後年数が多いので記憶も薄く
思いを述べさせていただきます

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ

いとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶も薄く思い ぎせまセンので ごアム下さい

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期の完全解決は、極めて困難と思われますので、申出のあった人の解決を優先し、誤処理と思われる分の解決と未処理(未統合)の分の処理をしていけばと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたのはオンライン実施前で、年金記録は
社会保険庁業務課で最終的に処理されていたもの
と記憶しており、明確な問題意識はもっていません
かっただと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

くわしい経過や事情が判りませんが、結果
的にみて、未統合分が溜りはじめたとき、早期
に解決に向けて対応すべきではなかったかと思
います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用課に在籍していた時、年金記録照合のため大量のリストが送られてきた。その中に照合不能リストが多数見受けられた。これらの照合不能記録は、将来誰の記録として処理されるのかと大変心配したことがある。

(昭和50年～53年)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

照合不能記録について問題を残すことは十分考えられたが、その時点で事務の対応には限界があった。もし可能ならば旧台帳等を元に戻し、一からやり直さなければ、照合不能記録の回復は考えられないと思う。オンライン上のミスも考えられるが、台帳も、被保険者名簿等からの車庫記ミスも考えられるので、正確を期すために読み合わせ等の再確認が必要だったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

最近新聞紙上等で問題のあることを
けじめをとりたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

諸記録の追達、受入、管理、保存のメカニズム
が判りずせんので、承知(おれず)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和56年度後半に、国民年金の滞り付け記録を全件短期一斉に実施した記憶があるが、事務の重要事項であり、慎重かつ適正に対応したと思慮する。今日、国民年金の滞り付けがどうなっているかは、当時夢想もしていなかった。国民年金滞り付けの理由の多岐にわたる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

的確な回答は存在するが、例へば上記の通り、滞り付けの紙テープによる方式が採られるため、入力の内容のチェック事務の有無が、反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務局長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

質問1

誠に恐縮と言うか認識の甘さにただただお恥ずかしい事ですが、マスコミや国会等で取り上げられるまでまさかここまで問題になるような事はないと信じておりました。

質問2

現時点では鋭意解決に努力すべきではないかと考えますが、内容が内容だけに全てが解明されるのははなはだ困難を極められると思われまふ。よつて、全てが解明されない場合、確認出来得る一定の期間についての処理解決を図らないとこの問題は延々と解決は難しいと考えまふ。ただ、その為には当該者の理解と協力が是非必要かと思ひまふ。

質問3

これら年金問題は生涯の生活設計には欠かす事の出来ない重要な問題です。ただ、それらについてこのような問題が存在すること自体、前述したとおり少なくともこれらの仕事に従事した人間として非常に残念ですし、悔しく思ひておひまふ。

質問4

反省点としては、その時点では職員等は誠心誠意取り組んで頂いた事は否定出来ませんが、機械化に伴う処理については全てを職員によって処理する事への無理があつたのだと考えられます。従つて、場合によっては職員以外の者による機械化への処理も当時としては止むを得ない状態であつた事は理解できますが、果たしてそれらの者全てが年金業務についてどれだけ精通していたか？

ま、これらを処理するに当たり労働組合との関係も否定できないのではないかと考えられない事もないと思ひまふ。

最後に年金記録について、当該者本人は就労していたので当然保険料は納付しており、年金期間も存在すると思ひるのは当然ですが、事業主が果たして法律で定められた届出がされていたのか(取得もれ)これら問題もいがめないと推測されます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	<u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題(社会保障事務所)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今でこそ年金というものに大きな関心を持ち出しているが、20年、30年前には、公的年金というのは自らの老後生活の支柱となるものとの認識を持つ国民は少なかった。
 そのため、職場が変わる度に新しい年金手帳長の交付を受け、番号の異なる複数の手帳を有する人が多数いたという現実がある。
 加えて、このことに対して行政サイドでの啓発活動が必ずしも十分でなかったことは事実だと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手間と時間がかかっても、制度に対する信頼を回復するため、未統合と思われる国民一人一人に対して、文書のみならず電話によっても連絡不通の場合は所在を調べて赴き、わりのままの説明を行って一併つづ解決を図って行くという汗をかくことが必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(もている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙Ⅰのとおり、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙Ⅱのとおり、

ご協力、ありがとうございました。

別紙Ⅰ

(質問3に対する回答)

① 年金というのは長期に亘る制度であるため、その記録量は膨大なものとなるため、手作業による記録管理では対応しきれないことは明白であるにも拘わらず、自治労国費評会、国民の立場に立つとなく、職場騒ぎを導くため、とで、労働条件を守るため、と称して現行をとりつてオンライン化と対応を繰り上げるといふ社会常識を越えた行動をとったことに対して社保庁が自治労国費評会の不当な要求を受け入れたために正確な記録整備作業に支障が生じたという事象のあったことは紛れのない事実である。

加えて、労組組合のその非常識な言動や不当な要求に対して諷刺すること、対峙することせず、ひたすら自らの信念中に労使間の波風を大きくし、組合(自治労国費評会)の不当な要求を飲んできた社保庁管理職の責任は重大である。

② その象徴的な事例がオンライン化後のデータ管理上の問題として、事故防止の観点からも端末操作に際して使用するカードは職員1人1人に1枚ずつ持たせざるを得ない、勤務評定については恐れがあるという労組組合の要求を受け入れて、担当課長や係長に1枚のカードを1人1人ずつ操作することを許したことが責任体制の欠陥を露呈し、俗に言われている「闇金」を誘発し、社会の批判を浴びることになったものである。

③ 本来ならば「国民一人一人の社会保障のニーズに応える体制」としては国民総背番号制もしくは社会保険背番号制度を整備することから望ましく、遅くはせむかうも平成9年に基礎年金番号制度の導入された時に、とくにこの「エール」や、手回し・暇を要しても、将来に備えて自己記録の統合整備を図るべきであったものを「11月1日以後の年金令改正」の時点を職歴を申し立てるためのため、その時に遅いという記録がなかった統合されたため、日常業務に追われている今、時と場合、そんな作業は必要ない、との労組組合の言動を受けて、より自己記録の統合整備を怠ったこと、今日の混乱を招くことになったと認識している。

別紙Ⅱ

(質問に対する回答)

国民の老後生活の柱となる公的年金の運営管理を担当する組織として、国民に対して市民に対して何をなすべきかということに置き、自身達の労働条件ばかりを要求し、権利ばかりを主張する労働組合に対して、『社会の常識からかけ離れた要求ばかりしている』と昔の国鉄犬のようになるゾ、『君達の子供さんが、みんなのお父さん(お母さん)はみんな立派な仕事をしている人なんだよ』と云われて、子供が、お父さん(お母さん)を尊敬してくれるような職場にしていることが、子供の親として必要なのだ。そのため社会の理解が得られないような常識を越えた要求ばかりするのは、国民生活に迷惑をおいて我々は仕事をしなければならぬのだ』と論じ、所長として組合と対峙してきたが、組合の力が増えたため組合と、所長が組合に睨まれることを恐れて、少生に続く者はなく、大生に少生に続く所長が少生になると組合から叩かれ、何と当局(当時の保険局長)からも『支部と本課と合意していないようなことをして組合を刺激するようなことをするな』と叱責を受ける有様であった。

当時の組合は人事にも介入していたので、既に退職していた先輩から、『おれ、一生懸命に仕事を進めよう頑張ると組合に睨まれる人事に影響するので、もうと組合に迎合した方がいい』と目言を受ける始末だった。

事務所長としての責任のもとに府民サービスの充実を図ろうとすることに対して組合は『支部と当局の協議や合意していない事柄について業務を進めようとして、組合員の労働条件の悪化を招くからぬ所長がいる』と当局に対して抗議していたのです。これは平成5年〜5年頃の事です。

《反省点》

当時、所長としての立場で、機会の度には原部(大分県保険課)に対して意見具申したことがあり、これは良かったのだ。労働組合より不当ともいえる要求がわいた時は当局が当事者責任の元に強く対峙し、それでも組合が周りを容れなければ、国民の為の業務を進めようとする当局の提案とそれに対する組合の言分をメディアに晒して国民の判断を仰ぐという覚悟を持った強い対応が出来たこと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

【1】社保台帳と庁の原簿が不一致であるということについて(国年関係)
 社保台帳の全記録をマイクロフィルムに作成してそれを電子化し、裁定時に被保険者の記号番号をキーとして出力し、記録の照合確認をする方法。
 ただし全件一括処理は膨大な事務量となるので、年齢区分別等必要度の高い者から計画的に順次実施する。

【2】本人の申し立てた保険料納付が社保の台帳に記載されていないものがあるということについて(国年関係)
 申立人が保険料を納付したという時期に、居住していた市区町村を本人から確認して(住所変更は社保台帳にも記載あり)、当該市区町村が保管している被保険者名簿、収滞納一覧表等と照合確認する方法。
 ただし原則として、現年度保険料に限定されるが、市区町村によっては社保からの過年度保険料収納通知書により、名簿にその旨の追記がある。
 なお、市区町村における名簿等の保管の有無は不明である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは係長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基礎年金番号導入前の在職でありましたので、オンライン上の未総合記録 54万件等は報道で初めて知ったもので、具体的に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁において、さまざまな対策がとられていますが、将来的には、年金制度がどのような改革をしても、一元的な管理できる制度、システムの構築が必要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、制度実施以降、長年に亘る記録であり、制度に対する国民の関心も比較的若い時代もあつて、転職等の際に年金番号を重複取得したり、氏名や生年月日が相違していることにより、一本に統一されていない記録が見受けられ、被保険者等の受給権確保という観点から、年金受給の際には記録の整合性を確保しなければならぬ課題として認識されておりました。
オンライン上の基礎年金番号未統合の記録54万件等の問題は、国民やマスコミ報道で初めて知った。オンライン入力減れは本来の問題でよくわかっていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基本的には、年金記録整理時に被保険者の職場と照会して記録の整備を行っていた。
また、届出前でも本人から届出照会があった際には調査し整備していた。(年金相談等)
基礎年金番号導入より、本来一つの番号に統合されるべきところ、未統合記録の存在により国民の不満を招いたことは誠に遺憾に感じました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金裁定時に記録の空白がある場合、本人聴取はもとより、名簿確認等迅速に行なえる体制を構築し処理すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

若干の未統合は存在すると思っていたが、5000万件もの件数は新聞報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者名簿からコンピューター入力(オンライン記録)時点で慎重さに欠けていた。名簿にフリガナ付けを徹底させておくべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

既に年金記録として知られている事柄以外に、
はいが、全額滞りなく年金が支払われているにもかかわらず、
年金が支払われていないにもかかわらず、年金が支払われている
年金が支払われていないにもかかわらず、年金が支払われている
年金が支払われていないにもかかわらず、年金が支払われている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、年金を正確に支払うことが重要である。
年金記録については、年金を正確に支払うことが重要である。
年金記録については、年金を正確に支払うことが重要である。
年金記録については、年金を正確に支払うことが重要である。
年金記録については、年金を正確に支払うことが重要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化計画の進行中であり(社会保険事務
所では御手帳を記録)完結して後進では
完全なものが出てくるかと思ってい
た。報道が広がった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定の際の問題が生じた。もう命令に
調査と対応を行うこと

年金記録の正確な事務処理

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に、1件ずつ突合作業をやるしか
方策はないのではいふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・再就職ごとに、年番の払い出しを受ける人が多くあった。
- ・機械化以前は、氏名のフリガナ管理がされていたから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

もっと早く、基礎年金番号化をやるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、定年後(老後)の年金給付を
受けるための重要な基礎となるものであり、誤記入
等世間一般に報道されているようなことは在職時
にはあり得ないものと考えていました。退職後年金記録問
題等が色々と報道され、その結果として社会保険庁の解
体論にも発展していったことは驚きの連続でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとし
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が
反省点として挙げられるとお考えですか。

自分自身がコンピュータに入力するわけではないので
実務を担当する職員の業務を信頼し、円滑に作業
が進展することを念頭に置いていました。反省点と
いっても、その時に全神経を使って何進いの
対応をしようとは考えていたもので、自分自身とし
ては、反省する点は何もありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが
ご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新南報道等の記事を見聞した
以外には知りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

本庁のコンピューター組織や旧台帳の処理等に
携わった経験が乏しい。退職後の数字を
経過により、組織変更も進んでいまい
た。現在、どのような方策をとれば
良いのか思い浮かびません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本 庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

知りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

覚えておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事象以外に思いあたることはありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 得喪年月や報酬については、厚生年金基金と健康保険組合の記録をもっと重視されてはどうですか。
2. 法75条に該当する申し立てでも、事業主が認めているものについては、社会保険事務所でも処理できるようにしたい。時局不況と第三者委員会の負担を軽減できる。
3. 現在、庁の記録と基金記録の突合作業を実施していますが、社保の保有する旧名簿で調査すれば、かなりの件数が処理できると思われる。ついでに基金に在籍している社保DBK旧名簿による調査をさせてはどうか。社会保険職員の負担の減少、早期解決が見込まれる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

機械化される以前の旧記録時代は、4年毎通印課で各職の担当としていたところから、退職するまで記録に関して各職の問題意識を排することはなかった。
事後取消、仮名後継、生年月日訂正などがとれていたため、記録が統一できていなかったとしても、最終的には年金支払時に正しい記録に統一されるまで年金記録問題は認識していません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

大阪の場合、5年以内一度被保険者記録を業務センターに送達していたと記憶していますが、送達した記録を業務センターの職員が入力していたのが、外注していたのかは別として、入力後のチェック体制が十分であったなら、かなりの件数が減っていたと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録を本庁に送る作業は...テープに打って送ったのでテープに打ち間違いがあるかどうかの懸念がなかった。打ち間違いはそのまま送っていたのでそのままになっていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙テープにカンシするより、現在の作業になるまで待てば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
 がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. S17年制度発足～39年度頃までは、国民年金会費連年全額徴収の認識
 2. 実地調査。早くから入社していた者が健康保険料を、随分と取得済み、他の者
 も遅延届、在籍多く、健康保険料は自費料より高給料が課税、会社は負担
 が重い……と年金会費は金にならない。(年金会費はご存知な方か?)
 3. 一部工場企業で在籍委員会役員より45年度の対応の中で「女子社員退職の
 時、会社として、退職金は既述より加えて支給、返金で返っている」とのこと。
 1万円→2万円→5万円年金と大減額、将来は「止めるべき」と注意
 受給は人達はそれをご存知、記録簿の記載。(社会不慮)
 4. 戦後の引上げ者は実質的な取得済みと聞く。
 5. 採用条件の年齢制限のため、年齢の不正。
 6. S50年頃、定年延長が10年以内(1055→60歳)大抵報酬5万円、引上
 げ場合はなし。
 7. 証券会社において本人の事業として扱われていた、雇用関係の認識あり。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
 いとお考えですか。

1. 概ねオンライン化の入口の時期遅延、その後のことは詳細不承知。
 2. 取得届の氏名にふりかたを訂正するように促すのは何の手続きだろうか?
 3. 戦時・戦後の経緯が不明、どの辺で下車、どの方向に何分ほど歩いて
 行ったか等と聞き、その辺のことは詳しい社員に尋ね、某工場に入っていた
 下請会社は勤務し、と判明、資格確認。(14巻に戦時中の経緯)
 4. 本人は詳細で「戦後10年か15年ほど経っている友人あり、しかし
 (質問 1、2) 以上の外はほか、多くの問題あり、従って、
 特別便等では限界、資金運用促進の場、経費負担が大きいという
 年金滞り等の経歴調査が有効的と考えられる。

他の各社保に
 関係する
 調査等

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 840~50年ほど、フランスが100年かかったものを日本は20年で高齢国になったと驚かされた。
2. 年金(年金)から、老後生活を支える年金になったと実感。
3. その頃までは記録問題はあまり出ていなかった。
4. 年金基金運用・仲介中継のアルハイトに懸念が多くなり、職員の点検にも限界があったのは、いくつかの誤りがあったとは言いにくい。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

食料検査院によると毎月雇者の指摘される額(徴収不足等)が少なかった、
 国は年金記録等と持っていることで十分な調査ができていた、
 国民年金基金制(若年者連年)などがある、
 年金1月改革時、民間から大々的な指摘されるようになった、一時
 大混乱が起きたのではないかと心配。(年金60月程記録したままの
 年金基金へ再就職した時、年金全体の計算には長期間差があった。)
 *提出までの期間が少なく、必ずしも質問項目に対応してないことを
 承知し、恐ろしいこと感謝します。

ご協力、ありがとうございました。

お尋ね

回答いただきありがとうございます。氏名を公表する場合とありましたが、
 どういうことでしょうか。
 大方の職員の真面目な取り組みを感謝しています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別段ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

OBの手伝いがないと思う(旧中帳知っている)
被保険者の転入による総合調査等。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者へ偽名・生年月日相違等があるため年金給付重複の払出しがある。これを統一というより一本という
ことまで言っていない。被保険者の責任と考える。
適用の仕方でいふ時。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これは就労に際して被保険者の履歴書を偽ったため、
その子になっている。
一人一番号にこだわった事による。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になるし、...

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の惹起した背景については種々指摘されているが、職歴と隠すための新規番号の取得や生年月日の誤面等、被保険者サイドの責任に起因するものも多く含まれているものもある。

未統合の処理については被保険者等の協力が不可欠であるが、対応にあたっては未統合に至った原因等正確な情報の提供も必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

氏名入力前は、年金記号番号(基礎年金番号)、生年月日、性別がキーコードとされており、番号を重複に取得している者の記録統合は、コンピュータのシステムや性能上の問題が主な限界があったと認識している。
旧台帳の未収録に至っては論外であるが、オンライン上の記録の未統合については件数は多いが未統合となっている要因は多様であり、その要因を明示した対策が必要と考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳への切替時、氏名入力時、基礎年金番号の導入時等、記録整備の機会はあるが、年金裁定時に最終的に整理するは予利益が生じるという意識の下、システムの改善をはじめとして、本格的な記録統合等整備にむけた取組みが進められていることから、反省される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されているもの以外は
知らない。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号導入時に一定
整理されていると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に支払われていたと考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者自身は自分勤務先について特に飲食業等のサービス業の場合屋号でしか記あてない場合の多く見られた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金滞り 住所をもち用知させようとする

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来的には本人の記憶も消え(忘れている)と大変
おどろいていた昭和42～44年頃

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金振込時、誤りや合致と記入して交はすべきと
考え、初めに記入されておられる本人達も次々と記入
すると予想できよう

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

結局 国民の意識次第ではないでしょうか
私は某業界紙の編集者からの要請で
年金番号をなん百万円と書いてあるつもりで
大事に陥ってくだという記事を書きまは
[署名] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
になりましとを業界紙の〇〇〇〇〇〇〇〇から年金
問題について書いてくださと依頼されて、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

！ 私の上司の大阪府保険課長であった[REDACTED]
新しく新設された社会保険庁の業務課長に転任
されたら年金が一元化されるのだと認識しました
番号重複の(不保険者証をなん冊も持っている)人が多く
また、それを我慢して平気な人までいたってました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
 がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以上のことは存じません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
 いとお考えですか。

現時点で考えられる対策は実行されているものと
 思います。
 記録問題については、被保険者ご自身の届出
 (氏名や生年月日など)に起因するものを多数あるか
 と思うので、ご本人の協力なしでの解決は
 難しい場合もあるかと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の照合については、国民年金というものは市町村が検認票(記録)に基づき検認の他、印紙検認台紙(年度終了時での全件報告)、未納者に対する納付書(過年度分)の送付、また市町村台帳との実合を実施しており、相違あるものの記録訂正を図っていた。厚年についても疑重複リスト等による実合を繰り返して実施していたので、当時は適切な対応を講じていると考えていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている地道な照会・照会作業が最善だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金担当職員以外は一般には無関心でいた
記録修正、記録誤りが問題となってきたのは、大
企業勤務者などが年金を受給するようになってから
40年代後半から50年代にかけてです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 旧名簿による帳票表の調査で受給者の勤務記録の
残欠している期間を特定して修正しました。
- ② 現時点での問題点の発生原因は記録の電算化による
の過渡期的な問題で、大量のデータを処理する中で、担当職員
や外部委託に頼らざるを得なかったためと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報酬改定について
報酬報酬報酬決定方針について
・常勤報酬決定方針と同様に
定時決定システムより年俸制等、精算
方針を模索すべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道による。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務局長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後15年以上経って報章で知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らないませんが、今後の問題として以下の
 ところを思います。
 これは国の記録と厚生基金の記録との不一致について
 ですが、社会保険調査官等による記録事項訂正など
 が国において行われたとき、厚労法上は2条に
 基づいて事業主が基金へ届け出をしなければならず、
 有効に機能しているとは思いません。従って国が
 基金への通知とすし仕掛けが必要になってようやく
 新たな不一致の種を少しでも減らす為には、
 (質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ

いとお考えですか。

退職後の記録経過し、特効薬的な解決
 方策は思いつきません。
 要いからず。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が重要であり、これは難しい言を待たないでほしいと思います。
現役労働者が世間に出る頃、内題の存在を気づかれました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、上部からの指示に従って、これを良しとせよと仕事と並行して取り組んでまいりました。他人様に反響を与えなければならぬと思いつき、この点はごさいません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国一元化以前は市区町村が保険料収納業務を委託しており、収納記録は市区町村においても保持していた。社保の記録と市区町村の記録と随時整合し、不一致があれば記録を調査し、その整合を図っていた。記録変更等はほとんど解消し、記録している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国一元化以前は市区町村が保管していた記録は現状どの様になっているかは了解していないが、仮りに仮に市区町村が保持している場合は、その記録の活用を図ることも現在問題となっている記録変更の解明の一方法かと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ・ *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。お聞きします。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

残念ですが思い当たりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は社会保険庁の指示通りの手
順で事務処理を行っており問題
が起ころうとは予測しておらず、承知
したのは新聞テレビであります
年金は加入者の契約でありその記録
は正確であるはずとの認識をしていました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が
反省点として挙げられるとお考えですか。

現職中問題について認識してはいた
ったため反省点はなかったと認識
しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について不備のあることは知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞紙上で公表されている以外は存知ありません。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立てと記録との突合。
 不一致の場合、健保組合、厚生年金基金の記録との突合、
 事業所に対する協力、過去の勤務先での友人、同僚、上司
 の意見聴取等により手配がなされると思えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、年金裁定时に記録と実合、確認することとなっていたので、問題にはあまり認識していません。
年金裁定までの間、や間連達時事故リスト等で対応されていたので、記録は完成するものと思っていたし、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所職員、課長、所長時代 年金請求者に対し記録不備の申し立てがあった時は、記録を調査し、期間内等には十分対応していました。
年金番号が1人1番号であれば、もっと問題は少なかったと思います。今後、社会保障カード又は年金カード等1人1番号で記録管理するのを望ましいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法令・通知に基づいた事務処理を適正に行っているものと信じております。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社員の厚生年金被保険者記録は、各企業の栄枯盛衰に基づくものであるため、一件づつの記録を一件・一件追求して解決していくしか方策はないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所での業務は、その時々において、法令・通知に基づいた事務処理を職員一丸となって行っており、適正に処理されているものとして信じておりました。
マスコミ等で、記録問題が報導され始めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から考えると、記録更新作業やデジタル化された時点での切り替え作業等に対する、点検作業を実施すれば良かったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

答案③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題としてご実示しいただいて、
ますが上からの実は業務課とか業務センター
が主に決わっし、ものであろうかと思ひます。
地方庁にあった者としては、警きの事象で
す。^{山お}私の知っていることは、すでに公開されてい
る中に含まれていると思ひます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

問題の解決は、基本的に正しい記録に基づいて、給付が行はれた、正しい言明と管理に基づくであると思ふ。

その次に、二に年金記録のやり取りに行はれたという、歴史の国庫にすると、三には各々の時代に於いてどのような言明が行はれたのか、説明が必要であると思ふ。三には各々の誤りについて正しい方法の検証、より正確に正しい方法について併せて検証すること。

第四に、誤りの正しい言明書の内容、正確な理由、おおよその発生原因等詳細に説明を求めを行い、理解の得られない年度が重要であると思ふ。年金記録は、大抵は時代と絡み大きく関わっているから、時代のことが解らばと、所収の糸には見かけません。

私は事務所の通関係長、通関部長の職務に於いて年金記録深く関わった。当時は事務所において、年金記録による被保険者年金と管理しており、それが最終的な管理は中央の事務所で管理されている。このため、年金記録に中間管理の業務で、5年間の年金記録と連携していた。連携に誤りがあった（東映ス）という被害が、事務所から送られ、最終記録と送るに役であった。通関部長の時、当該事務所は、年金記録と年金の被保険者名簿を兼ね、年金記録と年金の管理、見込みの年金と見込みの年金とを兼ねにしている。したがって、年金記録から消えるようなものは消えていかなかった。コンピュータ入力記録があったとしても、この時期の事務所の年金は正しくなると、(お前が)のうらなで、す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用課長の耳業務にめったとき、当事「事故リ
スト」による年金記録の確認と理事務が
あり又理の出来はむが存在して。(番号重複)
昭和55年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者が所持している証番号と確認の必要は
又理が必要でしたが、事象は退却して見ると地
が判明しているため手訂正ができていた。却
いづれの被保険者等が年金請求等の申し込が
あったときに又理が「可能」を考えていて。
現在のようは「感覚」に「おぼしう」と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

✓ 基礎年金番号が導入される前から1人複数番号の統合(過払金等)が課題であり、認識していた。
 ✓ 旧来から年金請求時の「職歴記載」が重要で記載されない場合は調査の手段がない。
 ✓ そのために、過払金等整理統合のためのシステム改善が強く求められていたが、十分な予算措置がはけられない状況で人的作業が求められていたように思うが、現実的には通常業務が優先されていたのは当然の流れであると思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

✓ 年金請求書受付事務の経手員から「失効期間中から」(権利放棄)と言った記載されないケースがあり、ことも事実。
 ✓ 年金裁定後に期間追加になったことで、年金額が減額され、その説明におかれたいこともあり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されている事以外わかるな。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一部マスコミはこの問題に目を向けさせるため社会保険事務所をより以上に悪者にしてみせたいを集めて置いているが当時の状況を正確に把握して大三者委員会で見当すべきであると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の若者は年金の様な先の長い問題より今の現金が
多い方が良く云ってわかっていて保険料を納めながら
女子は結婚の資金にすると云って脱退年金を請求する
人が非常に多かったために年金を貰う年になって期間が
あると云って問題にするのは余りにも身勝手と思います。
今の様な問題が起ることは問題が起ってから
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金を市町村から社会保険庁へ吸い上げた
のが問題だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の指導に基づき業務を行っていたので
正しい認識でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点はあったと思うが、上級府の指導によるもので
あるからそれにより仕事をしていた。
反省点として、いくら上級府であっても問題があれば言
べずであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1 昭和時代・1人が15枚の年金者をもっていることがありまして、重複処理をされている人が数多く整理されていると思いますが、このお府人が多くおられ整理されていない人がいると思います。勤務を欠けに度り、年金者、勤務記録等忘れている方もおられ、記録が欠けと持っていることが年金記録上問題となっているのが多く見られ、特に生保関係が多かったと記憶しています。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・担当職員個人が処理にあたり十分注意する
- ・加入事業所担当者も記録の取得・整理について十分注意するとともに行政側も事業所の担当に対して年金記録に対する重要性を必要とする認識を十分に説明する。
- ・被保険者個人も将来の年金制向に対する証明(給与明細、勤務記録等)を自覚して準備しておく。
- ・特に国政年金の加入、納付状況で未納者が自治体に所属しているが国管制にもなっている。従って自治体の所属している自治体で管理している。国政であるが国の管理をもちと新加入、納付増強に努めること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ 会社担当者、被保険者との会談の中で、年屋が長期間
 晴雨兼有の子供にどうかわからない、保険料が安い方
 が多い、現在の給付が必ず下という言えが、年屋
 に対して認識が低いと感じました。(特に国産年屋)
 ・ 中間通達指 社会保険庁のパンチャーミスが多くあり
 と聞いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 社会保険の天七切さることを知り事前に説明しましたがい
当時は、軽く受けとめられた。
- 当時は、所から夜送された。寝た床を前正も夜送する
業務に外され、完全な処遇がされていたかどうかわ
ず、エック出来なかったことは反論されると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新にあるせん。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便、未着分について、市の協力を得るなどし、とりあえず探し出し、本人に記録確認を行なう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧名簿及び旧名簿は手書きのため、字が薄かったり判読しづらいところもあり、担当者は判断で転記された例もあった。
年金記録のコンピュータ収録時のエラーが完全に補正されていないと聞いており、将来的には不安であると思っていた。
知った時期は、適用課所属時やコンピュータ収録時以降と思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁全体の問題であり、個々で対応できずともではないと考えている。
年金は、国民全体の問題であり、早急の問題解決を図るべきであると考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脳にうそくで救急車で送られて入院後、現在もリハビリ中につき、本件の回答をご容れ願います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和61年当時、年金制度を21世紀に向けて「確実な年金」「公平な年金」をスローガンに、職員一人ひとりが努力してまいりました。

具体的には、毎年「算定基礎届」の提出時に、年金事務所について、貸金台帳、出勤勤怠簿で、被保険者の資格関係を名義と実合しておりました。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時、3号被保険者の問題や、物価スライド制の導入などがしつこく毎日でした。また、市町村の事務処理方法や電子計算機システムの導入などがあり、今考えていても社会保険事務庁では、厚生省の指示に基づき事務をやっていたので、解決策はわかりませんでした。コンピュータ化に力を入れる必要があるように思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、うんに1人の老人を支えるといわれておりましたので、何人の自助努力、責任の遂行もまた、社会保険を健全に維持していくためにも被保険者の資格関係は重要であると認識しておりました。
年金記録問題については、テレビ、新聞等で知っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場に当る軽負が少なうように思われますが、詳細なことはわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳移管しその後業務課から、かなりの量の事故リストが送られてきていた、適用課の職員が1人3百件ぐらい補正しそのうち事業所が廃止し、問い合わせなど不能なものを調査不能として回答していた、この様に今調査しても補正は不可能と思われるので、本人の申し出により処理するしか無いのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付係を担当していたが、台帳の処理方法では、だめだと思っていました、昭和30年ごろです、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度充足以来色いろと検討されてきて、現状では、大変なことになると認識の下台帳の集中処理方法を考えられ、対応されてきた、また、オンライン化による処理と検討されたが、あまりにも事務量が多くどうした処理方法が良かったか分かりません、従って反省点も分かりませんが、労働組合と協調路線でオンラインの実施がかなり遅れた、当時は身分移管と合理化による、首切り反対の要求に、オンライン化がなかなか進まなかった、1所長ぐらい頑張ってもどうにもならなかったと思うが、もう少し積極的に話し合わなかったことが、反省している。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号27-218、年金記録について問い合わせがありました、

すでに、ご存知かも知れませんが、

7年間携わりました事を記載します。

26年当時、年金記録が重要になると言うことで、25年に新しく台帳課が設置されたと聞きましたが、採用されまだ、右も左も分からない時でしたが、定かでは有りませんが、新しい課だと聞いておりました。

当時、現存台帳と、資格喪失台帳に別保管されておりました、

現存台帳は、健康保険の記号番号順に保管され、喪失台帳は、生年月日順に保管されていきました、当時は、新しい台帳を作成するのに追われ、月額など記載するまでに至っておりませんでした、また、喪失台帳は、驚くほど不備で、喪失者のことであり、事業所に電話で紹介しても、らちが明かず、課長命令で、担当者、2,3人で不備の台帳を持って、15件程度台帳を持ち数件の事業所に赴き、問い合わせをして、補完しましたが、労多くして、効果が上がらず、1ヶ月程度で中止しました。

台帳書きから、6ヶ月ほど経ち、資格期間の紹介の回答の担当になり、他管掌からの照会の回答を担当しましたが、当時から台帳は、不備で、旧事業所名簿で被保険者期間を確認し、名簿が、不備なとき、台帳を参考にする程度と、被保険者が他管掌に再就職したとき、年金番号が正しいか、正否の照会が有りましたとき、喪失台帳で番号が正しいか、どうかを確認するぐらいでしたが、それも殆ど名簿で照合していました、

当時業務は、手作業で、いつも忙しい忙しいと残業を強いられ当時の職員は、予算が無かったので超過勤務手当は足きりでした、当時は、まだ新人で内容は、詳しくは分かりませんでしたが心ではこんな二重の仕事で無駄なことを止め、台帳課を廃止すれば良いと思っていました。

その後、約7年間になりました、
当時は、年金の経過措置があるので、経験者で無いと難しいと2事務所に渡り年金給付を担当しました、担当した当時は資格関係の照合は、台帳を頼ることなく、事業所名簿で照合していました、当時でも資格期間照合に1件に対し1時間〜2時間も費やすこともありましたが、係りが違ったので、何時ごろかはっきり記憶はありませんが3、4、5年に、当時業務室（現在の業務課）が設置され全国からの台帳移管が実施されました、不備な台帳を整備しその作業は、大変な業務量で適用課の職員は、過重な業務を課せられ気の毒だなどいつも思っていました、移管後はかなり資格照合が軽減され喜んだことは、まだ記憶に新しいです。

私が年金を担当したとき、老齢年金の裁定は、1件も無く、障害、遺族年金で、殆どが脱退手当金でした、当時は、老齢年金の死亡で遺族年金の受給する人はなく、障害と遺族年金を裁定するときは、被保険者期間があまり古い期間があれば平均標準報酬が低くなることから、被保険者期間を重視されていませんでした、
当時の年金に対する被保険者の認識は、極めて低く、現在では、生活するうえで、年金、がかなりのウェイト占め、年金に対する認識は高く事業所に勤務して入社年月日と健保や年金の資格取得年月日が相違していたら、すぐに、会社に苦情を申し出ると思います、
当時、中小企業では、年金に対する認識は、極めて低く、使用期間と言う制度を作り2〜6ヶ月ぐらいの遅らせ届出をしていました、従って調査官が事故で指摘してくるのは、資格年月日訂正が殆どでした、また、被保険者も容認していました。

年金を担当していたとき、脱退手当金の請求者の中で被保険者期間が19年も有るので、もうすぐ年金を貰えるので、取り下げをすれば如何ですかと、かなり説得しましたが、頑として聞き入れず、当時はまだ人生50年と言われ、年金をわずな期間しか貰わず、俺が

死んだら補償する。われ、説得を断念しましたが、当時は誰もが平均寿命が80歳を超えるると予測したのでしょうか、当時は年金はそんなに長く貰えないと、思っていた人が大半でした、また脱退手当金を貰うと、年金期間が無くな将来年金権に結びつかなくなるので請求せず、将来の為に取り下げられたら如何ですか、説得しても、皆聞き入れず、期間が無くなっても、異議申しませんと念書を取り支給していました。

この様に全体の認識が低かった為、この様になったのも一つの要因では無いでしょうか。
例を上げるときりが有りませんが、年金制度を認識してもらう為、30年当時では、年金だけの説明会では、人が集まらず、算定届けの説明会に同時にさせて欲しいと適用課長に申し出てさせてもらいましたが、算定基礎の説明が終わり、次に年金の説明に入ると800人ぐらい居た担当者が半分ぐらい帰ってしまい、がっかりしました、次回からは、先にさせて欲しいと言ったことがありました。

今マスコミで年金について盛んに取り上げていますが、趣旨、内容が、全く違いますが、年金に対する、P、Rを年金の受給者が出る40年ぐらいに又は、物価スライド制を導入したとき、せめて、今の半分ぐらいP、Rし年金の認識を高めてくれたらと思えてならないです。

我々は、医療、年金制度に先進諸国に負けないように頑張り、今では、先進諸国と比較し遜色のない制度になり、むしろ上を行くのではと自負していますが、あまりにも、マスコミ攻撃は、強く社会保険事務所に勤務していたとは、胸を張って言えないとO、B連中は嘆いておりますが、私は、今老人会の世話をしています、あまり社会保険庁の不信感をあおるようなことでしたので、会員さんが毎月4〜50名が集まる集会があるのですが、その時、皆に説明しました、マスコミで言われているが、どのような、間違いがあるか、

1、事務的な誤り、2、試用期間と言い入社日と違った届出、3、重複問題、4、氏名

の読み違いなど説明しました結果、50人ぐらいの中で反応なかったのは、すぐに加入させてもらえなかった、3人ぐらいあり、重複で1人あった、被保険者期間とか、他に疑問を持っておられる方ありませんかと聞いたところ無く、脱退手当てを貰ったので今返えさせてもらえないかと質問が有り他に何も無かった。殆ど方が年金受給者、ですが被保険者期間に疑問を持っている人はない。

台帳移管した35年頃以前の期間については、特に台帳の不備について、50年ぐらい前にも照合することが、困難であったのに、約50年も経過した、現在補正は困難言うより不可能に近いのでは無いでしょうか、補正の労力と費用の面で膨大になるので無いでしょうか、むしろ戦災に会った、社会保険事務所が被保険者を把握する為事業所の申し出により補正したと聞いております、この際思い切って1年乃至2年と期限を切り、本人の申し出により期間を補正すれば如何なものでしょうか、そんなに嘘を言ってくる人も少なく、本人の申し出でがほぼ正しいと認定するほうがかなりの効率が良いのではないかと思います、かなりの暴言かもしれません。

昭和40年以降は、ご存知のことと思いますので40年ぐらいまでの、ことを申し述べさせていただきます。

平成21年12月12日

総務課長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人が退職する際1ヶ月31日迄ある月の30日にて
退職すると本人は月末までで退職したいと思って
いても喪失日かその翌日になす為に年金受給期間
が1ヶ月振れる
会社を何度も移動を繰り返した場合年金の受
給期間に空白が出来る
年金相談等で事例を聞き説明をして

ご協力、ありがとうございました。

対策としては退職時に
その点を注意する必要がある
であると感じた

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の制度で記録とばいれず、年金記録の発生は困難と思われる。
 又、年金番号と職歴とを結びつけることが、年金記録の発生を抑制する効果がある。
 年金記録の発生は、年金番号と職歴とを結びつけることが、年金記録の発生を抑制する効果がある。
 年金記録の発生は、年金番号と職歴とを結びつけることが、年金記録の発生を抑制する効果がある。
 最終的に行政判断とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

かい。頼得院前か、今を覚えたが、年々番子
 取得した品が、
 (この)職歴を覚悟と確信して、
 託得の平作事と管理された美、
 現れは基礎年番子で、故、跡月日、佳可も確信
 できると、覚悟交はる、と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適確な年金記録が行われていないと認識しているが、適確性を欠いていた結果をふまえて、今後適確性を高めること、それを防ぐためのシステム上の改善の解決が必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金支給にあたっての基本的事項であり、
適正に事務処理が遂行されているものと
認識していた。ゆえに、おたけは、
報道を通じて知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適正に事務処理が遂行されていると認識していたが、
適正と見た結果が正しくなかった。
行政の新たな結果に示された、状況は同じで、
検証(今後の対応)も考えなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞で知った。

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題は、社会保険業務に精通した人間が対応するべきで、早期に解決すべき。従って、現職の人はもちろんのこと、退職者の人の協力も求めるべきで、必要と思われる。(記録の徹底も含めて)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時、このような問題があるとは認識して
いなかった。存在を知ったのは、このような問題が報い
れられてからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <u>退職者</u>
所属	本庁 <u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている方策が妥当と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の資格取得に関して、事業主からの届出で被保険者の生年月日・住所が申出主義となっており、法整備ができていなかった。

老齢年金番号導入時には、同一生年月日・氏名であれば本人照会確認により、統合でき得たはずが、生年月日相違のため処理されなかったケースがあると考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係法令の改正によって要望をした。

基幹以外の番号を持っている方については、老齢年金等の裁定請求時に本人からの申立てにより統合可能と考えていたが、今となっては認識が甘かったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問３〉あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〈質問４〉質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本 庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ㊦ 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ やからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 重要な問題と見た。
- マスコミ等で大騒ぎしていた後。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 窓口相談や年金記録調査の経緯。
- 全体的な状況が不明で、今もって何かどうなのかわからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

結果、「問題」であるとの評価を受けるに至ったが
永きにわたり問題との認識は無かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上司の指示に従い、業務を遂行した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

引き続き記録の確認作業を続ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一日も早く年金記録の確認を行って、正しい年金記録に結びつけることが必要であると認識していました。
数年前に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一日も早く年金記録の確認ができるようにしようとしていました。
被保険者の皆様の年金記録の通知ができていないことが反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1より、特段ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題は、報道等で知ったというですが、有職時にあって事務処理等係等に基づき、適正な処理に努めてまいりました。適正な処理ができていないものと認識してまいりました。年金数定積算時や記録照会時にあって、本人又は他府県会などにあり、随時、適正な処理に努めてまいりました。これ程多くの件数が生じたという認識は全く持っておりませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

解決に向けては、全国統一的に講じられている社保の方策を述べていくことが最善の道と考へてまいりました。今後とも引き続き、地道に処理していくしかないと考へます。

受給者や被保険者の皆様には、この様な問題が生じ、ご不便や迷惑をおかけしたことはお詫言えと共、今後、個人として協力できることは、協力してまいりたいと考へております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・国民の皆様に対し、協力に向けわかりやすい広報を行うこと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問3〉あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・問題意識が希薄であった
- ・基礎年金番号導入時に知った

〈質問4〉質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・未統合の記録を統合するようにした
- ・職員 専業主婦保険者とも年金記録問題について問題認識が乏知していた
- ・広報活動が不足していた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現実的に特定できない記録が相当数発生しているのを、加入者に対しては、やはり記録の差持ちは謝罪したい。
(か)から、数十年前、システム上の記録管理が存在しない時代から、膨大な記録を事務的に処理、管理していた、未だ多く持主を判明できていない記録の増加が問題になってきた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い記録をデータ化し、検索も容易にする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記号番号は生涯一つの記号番号が原則だが、会社を転職するたびに新しい厚生年金の被保険者証(年金手帳)をもらっている人が多くいた。また、転職の際、持っている被保険者証を会社に提出せずに、生年月日や氏名を少し変えて入社している人もいた(会社を変えた時に、前職について触れられたくないという気持ちがあつたのかもしれない)。
「いつ頃」については、元々、届出制であったので当初からそのような問題はあつたと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社を辞める時は、必ず被保険者証(年金手帳)を返しもらって大事に保管して新しい会社に入社した時はそれを提出するよう窓口等で説明していた。
反省点は、当時の取り扱いに厳格性が欠けていたことだと思う。また、整理しようとしても、昔はコンピューターがなかったわけではなく、住所管理をしていたわけでもない。番号を統合しようとしたが、本人からの届出以外に方法はなかった。また、11月か12月か、年金裁定時に整理できるといった考えがあつたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行のままが良い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・基幹導入以前は制度ごとに番号が分かれており、基幹導入時について過去も金庫の統合について周知していた。ハガキによる回答率も低かったと記憶している。
- ・厚年制改については新規適用時において、氏名・生年月日の申し出について客観的資料の提出が必須と指導されていた。
- ・年金給付減額請求時において、本人からの申し立てによるしかないと考えていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・厚年新規適用については、事業をおこなうだけでなく、氏名票等の確認・添付の法的な整理が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決には、社会保険事務経理者が不可欠であり、出来る限りの経験者(OB)の協力を得ることが必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金に対する信頼が国民から大きく損なわれ、
社会問題まで発展していたことに対して、
憂念を感じている。
平成19年5月頃と認識している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 国民の立場に立て、年金に対する信頼回復に向け、
約束の履行の対応に努めた。
○ 年金記録管理への正確性が乏しかったことが
見えて、これら反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原簿(紙台帳)を丁寧に調べる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の加入した年金番号が2つ以上あれば、
記録が統合されていない場合があり得ることは、
採用された頃から認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に記載された職歴と年金記録が
一致しない場合は、事業所名等から念入りに調べる。
オンラインによる管理を正確に、早くできるより早い時期
に行っておく必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けての作業については、社会保険庁等で最良の方策で実施して頂くと思う。
被保険者の方々の照会を地道に対処することと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に記入された振込の記録が無い場合は、他方照会等で確認し、入替えてくれたと考えていた。

また、ネットのニュース報道です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の方々に迷惑をかけたことを認識し、記録の問題の解決に向け、全職員で努力してきています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありまけん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

...
...
...
...
...

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に多大な問題があるということを認識したのは、最初に5千名分の年金
滞りがあるとの記事がマスコミで報道された時からです。
自身は採用時から国民年金の業務に携わっていましたが、報道当時、記事にあるよう
な多大な年金滞りがあるということが信じられず、何らかの誤解がもとで生じた問題
ではないかという感じがしていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少しでも情報回復に向けて貢献がほしいと思い、記録の整備に係る作業等に、
由緒関係にかかわるようにはしました。
府と省の意思疎通ができていなかったことに一因があったのではないが、特に
現場の意見を記録に盛り上げる姿勢が、業務の職責に欠けていたのではないかと
思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題について、記録管理が手作業の時代のものと被保険者の手番管理等に関し、今のデジタルで管理している考え方に、全てを当てはめていることへの疑問を感じていた。

しかし、コンピューターでのデータ管理への切替時における対応について……………。

今になってどうすることも出来ないので、時間がかかっても解決して行くしかないと思っている。

なお、何時ごろからその問題の存在を知ることになったか、はっきりとは判りません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理については、現職の時にデータをもらったものに関して、今までの経験を生かして、出来るだけ解決するために調査整理に当たったと記憶しています。

これから時間はかかるが、紙台帳との突合しかないと思います。いろいろな問題が出てきてもじっくりと取り組んで行くしかないと思います。

微力ですが、協力出来ることがあれば、そうしたいとも強く思っています。

ご協力、ありがとうございました。

平成21年12月12日

社会保険庁総務部総務課長 様

兵庫県加古郡稲美町幸竹 135-2

年金記録問題に関する調査について

謹啓 初冬の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、年金記録問題に関する調査について、別添のとおり回答票を提出させていただきます。

つきましては、通知文書の後段の方に太字で「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合がありますので、ご承知おください。」とありますが、これは法令に基づく行為として記載されているのですか。

何に基づいて記載されたのかお教えてください。社会保険庁は現在、法令遵守の徹底と記憶しております。

私目以後日、ご回答くださいますようお願いいたします。

法令に基づくものでなければ、この太文字は畏怖させる行為と捉えますが、よろしいでしょうか。

なお、私はメールアドレスを持っておりませんので、厚生労働大臣様にメールをお送りすることが出来ず誠に申し訳ありません。

まずは、ご依頼まで。

謹白